

令和5年度

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業

公募説明会資料

令和5年5月

JATA

公益財団法人

日本自動車輸送技術協会

<http://www.ataj.or.jp/>

目 次

1. 令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)	公募要領	1
2. 令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)	交付規程	15
3. 環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について		52
4. 財産処分の制限期間		63
5. 添付書類書式(交付規程に定めのないもの)		64
＜提出資料一覧表(その1)補助対象車両を購入する前に申請する場合＞		
(1) 交付申請書提出時		
(2) 交付決定通知を受け、車両を購入した後の提出書類		
(3) 交付額決定を受けた後の提出書類		
(4) 事業報告書の提出書類		
＜提出資料一覧表(その2)補助対象車両を購入後に申請する場合＞		
(1) 交付申請書兼完了実績報告書提出時		
(2) 事業報告書の提出書類		
・リース料金算定根拠明細書		
・二酸化炭素(CO2)排出量計算表(その1)		
・二酸化炭素(CO2)排出量計算表(その2)		
6. 書式の記入要領		71
・交付申請書等記入例(車両購入前に申請(通常申請)する場合)		
・完了実績報告書記入例(車両購入後提出(車両購入前に申請(通常申請)する場合))		
・交付申請書兼完了実績報告書記入例(車両購入後に申請(実績申請)する場合)		
・事業報告書等記入例		
・取得財産等管理台帳記入例		
7. 添付画面のチェックポイント		100
8. 環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業に関するQ & A		101
9. 令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)	実施要領	110
10. 令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)	交付要綱	118
(参考) 環境省補助事業である旨の表示(ステッカー・見本)		127
(参考) 国民運動「COOL CHOICE(クールチョイス)」		128

令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業) 公募要領

令和5年5月31日

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会

公益財団法人日本自動車輸送技術協会(以下「JATA」という。)では、環境省から二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)の交付決定(令和5年4月3日付)を受け、トラック又はバスの運行における二酸化炭素の排出削減を図り、もって地球環境保全に資することを目的として、環境配慮型先進トラック・バスを導入する事業に対して補助金を交付する事業を実施します。

本補助金の概要、対象事業、応募方法及びその他留意事項は、本公募要領に記載するとおりですので、応募される方は本公募要領を熟読のうえ、令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)交付規程(令和5年5月31日輸技協事環ト第5-4号)(以下「交付規程」という。)にしたがって手続を行っていただくようお願いいたします。

補助金の応募をされる皆様へ

本補助金については、国庫補助金である公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、JATA としましても補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

したがって、本補助金に対し応募の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金の交付決定を受けられる方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識をされたうえで、応募の申請を行っていただきますようお願いいたします。

1. 応募の申請者が JATA に提出する書類には、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
2. 電気自動車用充電設備（以下「充電設備」という。）の申請に関し、安全面及び法規面については申請者が十分に確認し申請者の責任の下に設置してください。JATA は、本補助金の交付対象として申請された充電設備について、本補助金の要件を満たしているか否かは審査しますが、安全面や法規面については何ら保証するものではありません。
3. 充電設備の設置に関し、申請者は設置する土地の使用権限を有していることを十分に確認し申請者の責任の下に設置してください。
4. 補助金で取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該財産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄すること等をいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について JATA の承認を受けなければなりません。なお、JATA は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。また、処分制限期間内に処分をした場合は、交付した補助金は一部返還となります。
5. 補助事業の適切かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。補助事業に関して不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消しを行うとともに、支払い済みの補助金のうち取消す対象となった額を返還していただくこととなります。
6. なお、補助金に係る不正行為に対しては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）の第 29 条から第 32 条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

1. 補助金の目的と性格

- この補助金は、トラック・バス所有事業者が一定の燃費改善効果又は二酸化炭素排出削減効果を有する環境配慮型先進トラック・バスを導入する事業に要する経費を補助することにより、環境配慮型先進トラック・バスの導入が加速され、トラック・バスの運行においてエコドライブを含む燃費改善のための取組を継続的に実施・改善する体制を構築することにより二酸化炭素の排出削減を図り、もって地球環境保全に資することを目的としています。
- 事業の実施によるエネルギー起源二酸化炭素の排出量が確実に削減されることが重要です。このため、事業完了後は、二酸化炭素削減効果について事業報告書を提出していただくことになります。また、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ることとともに、導入車両及び充電設備が補助事業によるものである旨の表示（車両へのステッカーの貼付）などが必要です。
- これらの義務が十分果たされないときは、JATA より改善のための指導を行うとともに、事態の重大な事案については、交付決定を取消すこともあります。また、新たな申請を受理しない場合もあります。

2. 補助対象事業の要件

- (1) 本事業は、事業者が次に掲げるトラック又はバスであって継続的に製造され市場において販売することが予定されているもの（以下「環境配慮型先進トラック」又は「環境配慮型先進バス」という。）及び充電設備を導入する事業を対象とします。

なお、環境配慮型先進バスについては定員11人以上とします。

また、環境配慮型先進トラック及びバスのいずれも、トラック又はバスをベース車両として架装物等動力構造以外の部分を変更した特種車（トラックの場合は、積載があるものに限る。）も含むものとします。

- ① 電気自動車（環境配慮型先進バスに限る。プラグインハイブリッド自動車を含む。）
- ② ハイブリッド自動車
- ③ 天然ガス自動車（環境省の認定する型式の自動車であって、2015年度燃費基準適合ディーゼル自動車と比較して概ね10%以上の二酸化炭素排出削減が可能なものであること。）
- ④ 充電設備

ア 本事業による環境配慮型先進車として導入される電気自動車の充電に必要な充電設備であること。

イ 設置場所は申請事業者の敷地（事業所、営業拠点）等に設置するものであること。

ウ 充電設備は、普通充電器及び急速充電器とし、普通充電器は JARI 認証を、急速充電器は CHAdeMO 認証をそれぞれ取得するなど安全性が確

保されていること。なお、認証を受けていない場合は、第三者認証機関により安全性が確保されている旨の証明書等が提出されていること。

なお、①～③の要件に該当する車両は、JATAのホームページに事前登録情報として掲載されます。

- (2) 補助対象車両は、令和5年4月3日から令和6年3月4日（補助対象車両を購入後に交付申請する場合は令和6年1月31日）までに新車として新規に登録する（された）車両であること。（割賦販売による所有権留保は認められません。）

また、充電設備の設置は令和6年3月4日までに完了すること。

3. 補助対象事業者及び補助対象車両

本事業において、補助金の交付を申請できる者（補助対象事業者）は下表第1欄に掲げる補助対象車両（環境配慮型先進トラック又はバス）について同第2欄に掲げる者とします。なお、補助対象車両は、JATAのホームページに掲載する事前登録情報に記載された車名、型式等に該当する車両とします。

1 補助対象車両	2 補助金の交付を申請できる者（注）
環境配慮型先進トラック ・ハイブリッド自動車 ・天然ガス自動車	① 又は③（①に貸し渡す者に限る。）
環境配慮型先進バス（定員11人以上に限る。） ・電気自動車（プラグインハイブリッド自動車を含む） ・ハイブリッド自動車 ・天然ガス自動車	②又は③（②に貸し渡す者に限る）

（注）①～③は以下のとおり

- ① トラックを事業の用に供する者。
- ② バスを事業の用に供する者。
- ③ トラック又はバスの貸渡し（リース）を業とする者（①又は②に貸し渡す者に限る。）

4. 補助金額等

- (1) 自動車の補助基準額は、補助対象となる環境配慮型先進自動車と同クラスの標準的燃費基準自動車との価格の差額の2分の1（ハイブリッド自動車・天然ガス自動車）又は3分の2（電気自動車（プラグインハイブリッド自動車を含む。））となります。

- (2) 充電設備の補助基準額

- ① 充電設備の価格と充電設備工事費の和（JATAが必要と認めた額）の2分の1となります。
- ② 充電設備工事費の補助対象経費は、充電器本体の価格を上限値とします。

自動車については、後日、JATAのホームページにて公表する「事前登録された補助対象車両情報（一覧）」（以下「事前登録情報」といいます。）において、補助基準額（上限値）を掲載します。

5. 予算総額

約3.058億円

6. 申請者

補助金を申請できる者は、車両については補助対象車両の自動車検査証上の所有者となる者又は所有者となっている者（既に購入している場合）です。したがって、リースの場合は、リース事業者となります。

また、充電設備については補助対象車両の自動車検査証上の所有者又は使用者となる者となります。

7. 申請先

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会 事業部 補助金執行グループ
〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目2番5
全日本トラック総合会館8階

8. 申請受付

(1) 受付期間など

受付期間、予算額及び申請にかかる留意事項については以下のとおりです。

受付期間	予算額	留意事項
令和5年 6月1日（木） ～ 令和6年 1月31日（水） （留意事項参照）	約3.058 億円	<ul style="list-style-type: none"> 申請にかかる審査は申し込み順に行うが、予算額の残額が2割程度に達した場合は、申請受付期間を当該日付から1か月（30日）後までとする。なお、予算残額を超える申請があった場合は、当該日付以降の申請について、申し込み順による審査を行わず、抽選により補助事業者を決定します。 受付状況は、JATAのホームページで公表いたします。 申請状況によっては、一つの申請で多数の車両を申請する場合は、事業所毎等の申請にしてください。

(2) 申請の方法

申請は、申し込み順となり、電子申請システム jGrants*（以下「jGrants」という。）又はEメール等（以下「電磁的方法」という）で提出すること。なお、やむを得ず電磁的方法による提出ができない場合には、郵便又は総務大臣の認可を受けた事業者が取り扱う信書便*で提出（当日受付印有効）か、または持参する（土

日、祝祭日を除く、午前9時から午後5時まで（午前12時から午後1時までを除く）かのどちらかとします。

※jGrantsとは、経済産業省が開発した補助金申請システムです。

jGrants ホームページ URL：https://www.jgrants-portal.go.jp/

※必ず jGrants 入力手引をダウンロードして入力手順・ルールを確認頂いた後、入力をお願いします。

※jGrants 申請にあたっては、G ビズ ID【gBiz プライム】の取得が必要です。

gBizID ホームページ内をご覧ください（URL：https://gbiz-id.go.jp/）、公募開始前からのご準備をお勧めいたします。（無料で取得できます。）

* 宅配便及び一般運送は、郵便法、信書便法等の規定により申請書（信書）を取り扱うことができません。ご注意ください。

9. 補助金申請の方法

申請対象自動車	申請方法
<ul style="list-style-type: none"> ・ハイブリッドトラック ・天然ガストラック ・電気バス（プラグインハイブリッドバスを含む。） ・ハイブリッドバス ・天然ガスバス 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象車両を購入する前に行う申請（以下「通常申請」という。）又は補助対象車両を購入後に行う申請（以下「実績申請」という。）とする。 ただし、JATA のホームページに掲載された事前登録情報（一覧）の備考欄に「通常申請」とされた車両については、通常申請とする。
<ul style="list-style-type: none"> ・充電設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常申請とする。

10. 補助金申請書等必要書類の提出

以下の申請書等必要書類の正本 1 部（PDF）を JATA に提出してください。

なお、申請者は以下の必要書類（オリジナルファイル*）を保管しておいてください。

※アップロードされたファイルそのものとなります。

必要書類

(1) -1 通常申請で充電設備を導入しない申請の場合

(交付申請書提出時)

- ① 提出資料一覧表（その1）
- ② 交付規程様式第1（交付申請書）及び交付規程様式第1（その2の1）
- ③ 申請者が法人である場合は、現在事項全部証明書の写し（コピー）（初回申請時*のみ、発行後3か月以内のもの）※初回申請時以降、必要項目が変更になった場合は、再提出をお願いいたします。

申請者が個人事業者である場合は、住民票の写し（コピー）（発行後3か月以内のもの）又は自動車運転免許証の写し（コピー）

- ④ 補助対象経費に係る見積書の写し（コピー）

- ⑤ 自動車購入契約書の写し（納車予定日を明記しているもの）（リース以外の場合に限る）
- ⑥ 自動車賃貸借契約書（契約締結前の場合は契約予定者及び対象物等必要事項が記載された契約書（案））の写し（コピー）（リースの場合に限る）
- ⑦ 交付規程様式第1（その3）（誓約書）
- ⑧ リース料金算定根拠明細書（補助金がリース料金に反映されていることが確認できるもの）（リースの場合に限る。）

（JATAの交付決定通知を受け、車両を購入した後）

- ① 交付規程様式第10（完了実績報告書）及び様式第10（その2の1）
- ② 補助対象経費に係る請求書の写し（コピー）
- ③ 補助対象経費に係る支払いを証する書類（領収書等）の写し（コピー）
*②及び③には補助対象車両の登録番号又は車台番号が記載されていること
- ④ 補助対象車両の自動車検査証（自動車検査証記録事項を含む。以下同じ。）の写し（コピー）（所有権留保を解除した場合は、新車として新規に登録した時の自動車検査証及び移転登録後の自動車検査証の写し（コピー））
- ⑤ 自動車賃貸借契約書の写し（コピー）（リースの場合に限る）
- ⑥ リース料金算定根拠明細書（補助金がリース料金に反映されていることが確認できるもの）（リースの場合に限る）

（JATAの交付額確定通知を受けた後）

- ① 交付規程様式第13（精算払請求書）

（1）－2 自動車と充電設備を同時申請する場合（通常申請）

（1）－1に記載の書類に加え以下の書類を提出してください。

- ① 提出資料一覧表（その1）
- ② 交付規程様式第1（その2の2）
- ③ 充電設備の導入に関する説明書
 - ア 充電設備の設置位置と導入車両の使用本拠位置（車庫）の関係を説明した書面
 - イ 充電設備の標準的な使用状況（導入車両の運行と充電時期・時間の関係など）
 - ウ 充電設備を複数台導入する場合は、導入車両の台数と導入する充電設備の台数の必要性などを説明した書面
- ④ 充電設備の導入に関する見積書の写し（コピー）（充電器本体の価格と工事費を分けて記載するとともに、環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業実施要領（改正 令和5年3月31日 環水大自発第2303312号）別表第1 電気自動車用充電設備導入事業の第3欄に示す経費を参考に記

載していること。)

- ⑤ 充電設備の安全性に関する認証書等
 - ア 普通充電器にあっては、JARI の認証（登録証の写し（コピー））を、急速充電器にあっては、CHAdeMO の認証（登録証の写し（コピー））
 - イ JARI 又は CHAdeMO の認証を取得していない充電器にあっては、第三者認証機関により同等の安全性が確保されている旨の証明書等
- ⑥ 工事図面（工事概略図、全体図、部分詳細図）
- ⑦ 交付規程第 8 条第二号の規定に基づく競争見積書等（3 社以上）

(JATA の交付決定通知を受け、充電設備の設置工事を終了した後)

- ① 様式第 10（その 2 の 2）
- ② 充電設備の設置写真（充電設備（全体及びプレートなどにより設備の型式が読み取れること）、基礎工事、配線など）
- ③ 補助対象経費に係る請求書の写し（コピー）
- ④ 補助対象経費に係る支払いを証する書類（領収書等）の写し（コピー）
*③及び④には補助対象充電設備の型式及び製造番号が記載されていること

(2) 実績申請の場合

- ① 提出資料一覧表（その 2）
- ② 交付規程様式第 1 の 2（交付申請書兼完了実績報告書）及び交付規程様式第 1（その 2 の 1）（環境配慮型先進自動車導入事業実施計画書）
- ③ 申請者が法人である場合は、現在事項全部証明書の写し（コピー）（初回申請時^{*}のみ、発行後 3 か月以内のもの）、**※初回申請時以降、必要項目が変更になった場合は、再提出をお願いいたします。**
申請者が個人事業者である場合は、住民票の写し（コピー）（発行後 3 か月以内のもの）又は自動車運転免許証の写し（コピー）
- ④ 補助対象経費に係る見積書の写し（コピー）
- ⑤ 補助対象経費に係る請求書の写し（コピー）
- ⑥ 補助対象経費に係る支払いを証する書類（領収書等）の写し（コピー）
*⑤及び⑥には補助対象車両の登録番号又は車台番号が記載されていること。
- ⑦ 補助対象車両の自動車検査証の写し（コピー）（所有権留保を解除した場合は、新車として新規に登録した時の自動車検査証及び移転登録後の自動車検査証の写し（コピー））
- ⑧ 自動車賃貸借契約書の写し（リースの場合に限る）
- ⑨ リース料金算定根拠明細書（補助金がリース料金に反映されていることが確認できるもの）（リースの場合に限る）
- ⑩ 交付規程様式第 13（精算払請求書）

⑪ 交付規程様式第1（その3）（誓約書）

*一度提出された申請書等（電子ファイル）は、返却できませんのでご了承ください。

*JATAは、必要に応じて上記以外の書類を求めることがあります。

1.1. 交付申請書の交付決定

JATAは、公正かつ透明性が確保された手続により交付決定等を行うため、外部有識者等により構成される委員会により策定された「間接補助金交付先の採否に関する審査基準」及び「導入対象車両の事前登録に関する審査基準」に基づき審査を実施し、交付決定を行います。

1.2. 交付申請書等の審査基準

審査基準については、JATAのホームページ上で公開予定です。

- ① 申請者が間接補助事業者の要件を満たしているか
- ② 申請に係る補助対象車両は「事前登録された補助対象車両」であり、かつ、基準額が正しいか
- ③ 申請書の添付書類（現在事項全部証明書、見積書、請求書、領収書等）は正しく記載されたものか
- ④ 申請者がリース事業者の場合、貸渡し先事業者と正しく契約されているか
- ⑤ 補助金がリース料金に反映されているか
- ⑥ 導入された補助対象車両の自動車検査証の記載内容は、申請内容及び添付書類の内容と一致しているか
- ⑦ 導入された充電設備は、導入車両の充電を行うための設置位置、導入台数、出力電力等設備が合理的か

1.3. 交付決定及び額の確定通知

10.（1）の通常申請の場合は、申請書類の内容について、審査基準策定委員会において定める審査基準（申請書、実績報告書及びそれらに係る提出書面の要件等）に基づき審査の上で補助金の交付決定を行うとともに、補助事業実施後に補助事業者がJATAに提出する実績報告の内容を審査の上で補助金の額の確定を行います。

10.（2）の実績申請の場合は、申請書類の内容について審査基準に基づき審査の上、補助金の交付決定及び額の確定を行います。

これらの補助金の交付決定及び額の確定については、申請者または補助事業者に文書により通知します。

14. 事業報告書の提出

補助事業者は、補助事業が完了した日（新車新規登録日）からその年度の3月末までの期間及びその後の1年間について、年度毎に当該年度の終了後30日以内に当該補助事業による二酸化炭素排出削減量及び燃費改善効果等について交付規程様式第14（事業報告書）、二酸化炭素（CO₂）排出量計算表（その1）及び（その2）をJATAへ提出してください。

また、走行距離及び燃料使用量等の把握を確実に行っていただくため、上記報告の期間内においては四半期（3か月）ごとに、二酸化炭素排出量計算表（その2）をJATAへ提出（電子メール又はFAX）してください。

15. 注意事項

- (1) 補助対象車両に関し、国の他の補助金と重複して補助金を受けることはできません。
- (2) 通常申請で補助金申請した場合、JATAの交付決定を受けるまでは申請に係る自動車を購入（新規登録）及び充電設備工事の実施（設備機器の購入を含む。）することはできません、JATAの交付決定前に購入された場合、交付決定が無効となります。
- (3) 補助金を受けて購入した車両は、車両登録の日から法定耐用年数^{*}の期間内について保有義務（リースの場合は同一の事業者において使用を継続する義務）が生じます。また、補助金を受けて設置した充電設備の保有義務期間は設置完了した日から6年間となります。その間に売却等で所有者又は使用者を変更する場合は、売却等に先立ってJATAの承認が必要になるとともに、原則として補助金の一部を返還していただくこととなります。
- (4) 充電設備に係る補助対象経費は、充電器本体価格及びその設置に係る工事費とし、受変電装置（キュービクル）、分電盤（ブレーカ）は含まないものとします。
- (5) 補助事業者が以下の関係会社から調達（工事を含む。）する場合は、利益等排除の対象となりますので、JATAに申し出てください。
 - ① 補助事業者自身
 - ② 100%同一資本に属するグループ企業
 - ③ 補助事業者の関係会社

^{*}減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号）において定める年数

16. その他

本要領に定めのない事項につきまして、JATAは関係省庁と協議を行い、補助対象事業者に対しその見解を示すこととします。

(本件に関する問い合わせ先)

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会 事業部 補助金執行グループ
佐野、横山、米本

電話 03-6380-6773 FAX 03-6380-6873

※受付時間：平日 午前9時～午後5時（午前12時～午後1時除く）

問い合わせメールアドレス hojo@ataj.or.jp

補助対象事業者、補助対象車両、申請方法の関係

表1 環境配慮型先進トラック

注1)	トラックを事業の用に供する者		申請の方法		補助金額
	自家用 (白ナンバー)	事業用 (緑ナンバー)	通常申請 ^{注2)}	実績申請 ^{注3)}	
HV NGV	○	○	○	○ ^{注4)}	標準車 ^{注5)} との差額の1/2

表2 環境配慮型先進バス（定員11人以上）

注1)	バスを事業の用に供する者		申請の方法		補助金額
	自家用 (白ナンバー)	事業用 (緑ナンバー)	通常申請 ^{注2)}	実績申請 ^{注3)}	
EV PHV	○	○	○	○ ^{注4)}	標準車 ^{注5)} との差額の2/3
HV NGV	○	○	○	○ ^{注4)}	標準車 ^{注5)} との差額の1/2

表3 電気自動車用充電設備

	申請事業者	申請の方法	補助金額
EV・PHV	本事業で導入するEV・PHVの充電に必要な充電設備を導入する事業者に限る。	通常申請 ^{注2)}	JATAが認めた額の1/2

注1)・EVとは、電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている電気自動車

- ・HVとは、エンジンとモーターを組合せた動力源を持つ自動車（ハイブリッド自動車）
- ・PHVとは、外部電源から充電できるタイプのハイブリッド自動車（プラグインハイブリッド自動車）
- ・NGVとは、天然ガスを燃料にしている自動車

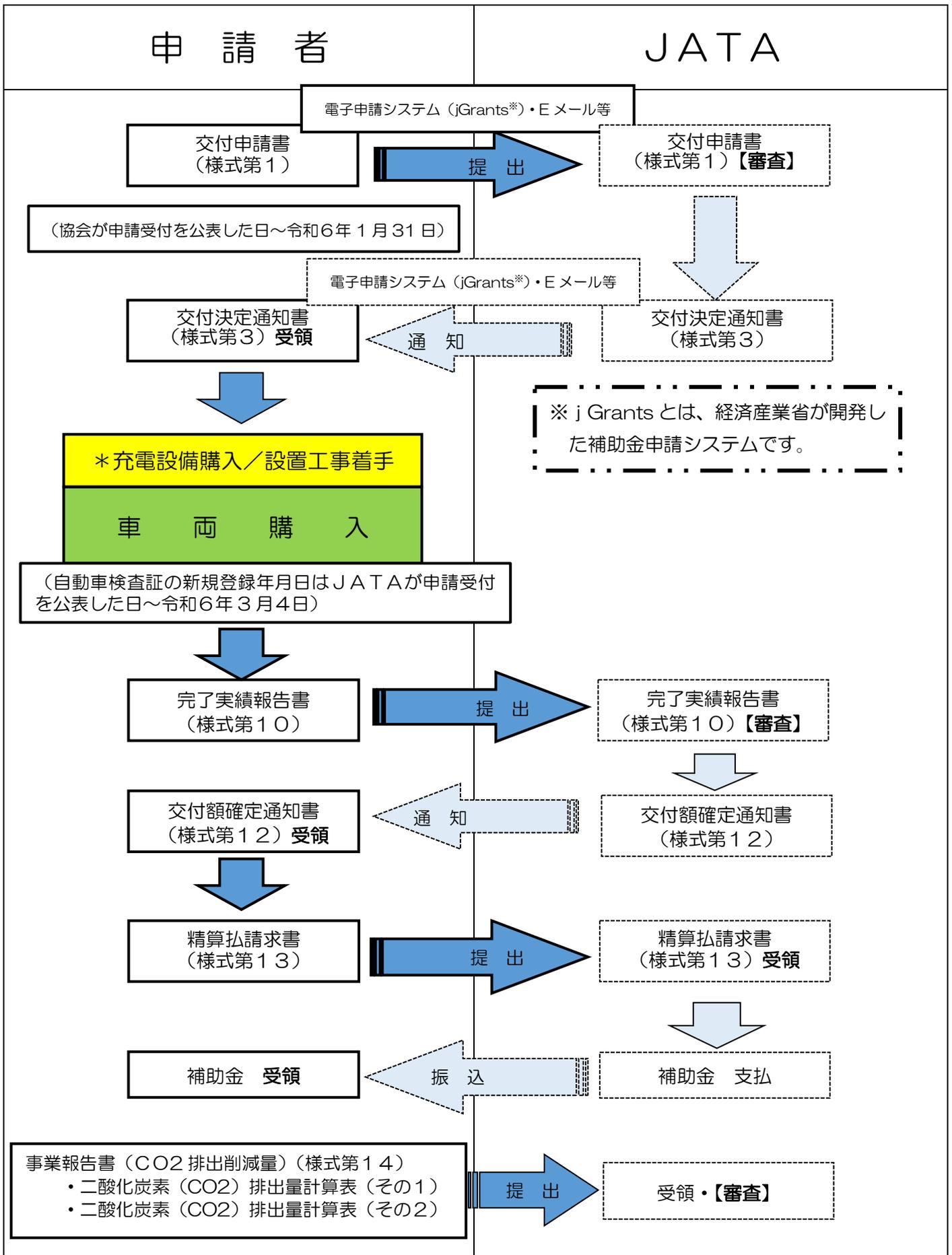
注2) 申請に係る車両又は充電設備を購入する前に「補助金交付申請書」を提出する場合

注3) 申請に係る車両を購入後、「補助金申請書兼完了実績報告書」を提出する場合。

注4) 国土交通省の型式指定申請車、新型届出車であること。または、先進環境対応トラック・バス導入加速事業の平成28～30年度電動化対応トラック・バス導入加速事業の平成31（令和元）～令和2年度及び環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業の令和3～4年度において補助対象車両として申請実績があり、かつ、パワートレイン系の改造内容が変更されていないこと。

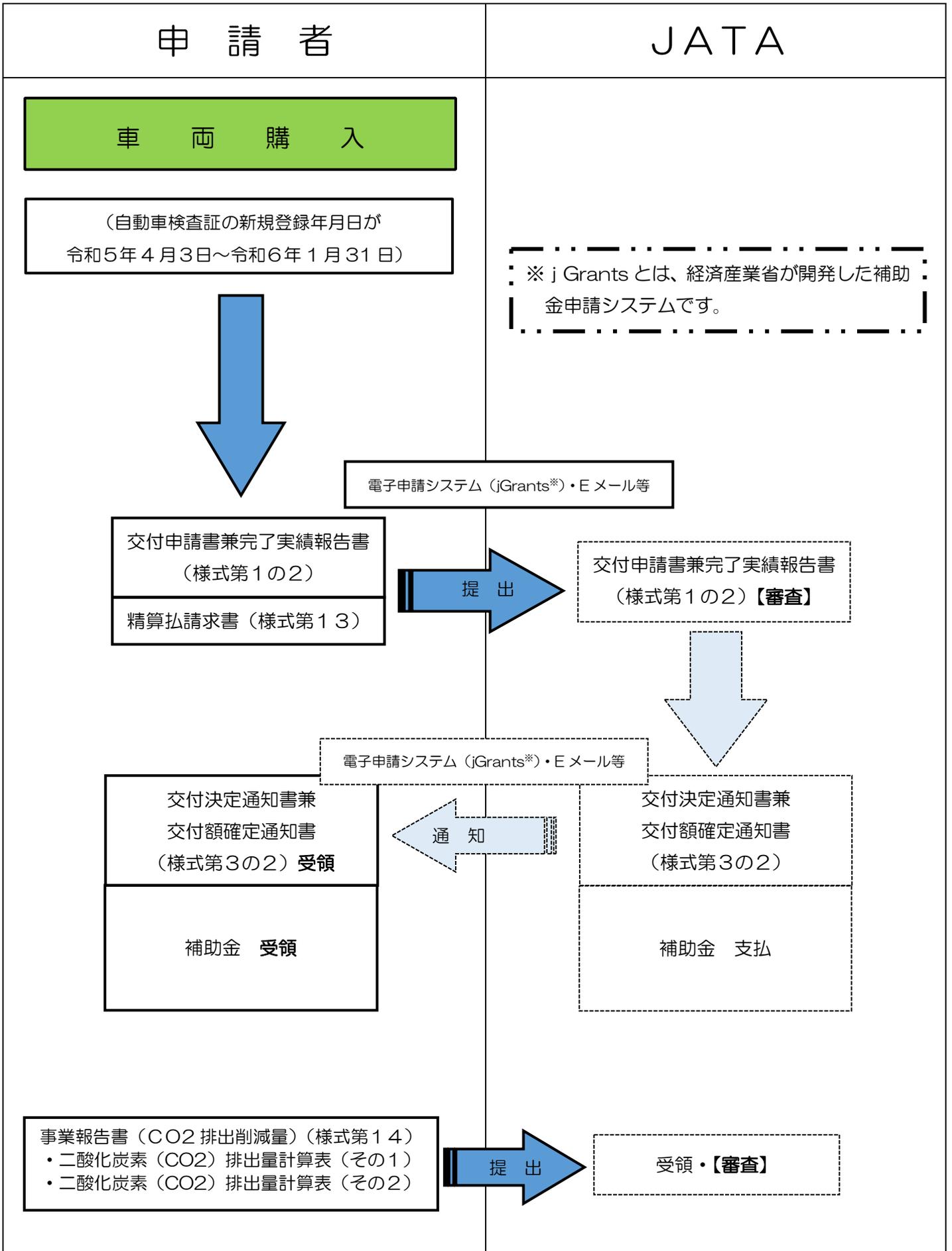
注5) 同規模かつ同等仕様の2015年度燃費基準に適合したディーゼル自動車。

補助金申請の流れ（通常申請（購入前申請））



＊充電設備購入／設置工事とは、本事業による環境配慮型先進車に導入される電気自動車の充電に必要な充電設備であること。

補助金申請の流れ（実績申請（購入後申請））



令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業) 交付規程

令和5年5月31日輸技協事環ト第5-4号

(通則)

第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、その他の法令、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)交付要綱(改正令和5年3月31日環水大自発第2303311号。以下「交付要綱」という。)及び環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業実施要領(改正令和5年3月31日環水大自発第2303312号。以下「実施要領」という。)の規定によるほか、この規程の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この規程は、実施要領の規定に基づき、公益財団法人日本自動車輸送技術協会(以下「JATA」という。)が行う間接補助金(以下「補助金」という。)を交付する事業の手續等を定め、もってその業務の適正かつ確実な実施を図り、交付要綱第2条の目的の達成に資することを目的とする。

(交付の対象)

- 第3条 JATAは、前条の目的を達成するため、実施要領第3の(1)に規定する事業(以下「補助事業」という。)に要する経費のうち、補助金の交付の対象として別表の第2欄においてJATAが認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、環境大臣(以下「大臣」という。)からの交付の決定額の範囲内において、補助金を交付するものとする。
- 2 前項の補助事業に係る補助金の交付を申請できる者は、別紙1の2に規定する者とする。
 - 3 第1項に規定する補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表者を補助金の交付の対象者とする。なお、代表者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者に限る。また、この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。代表事業者は、補助事業の実施に係る全ての責を負うものとし、共同事業者が法令等若しくは本規程に違反した場合についても代表事業者がその責を負うものとする。
 - 4 他の法令又は予算制度に基づき、国の負担又は補助を得て実施する事業等については、交付の対象としない。
 - 5 補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項は、別紙1に定めるとおりとする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出するものとする。

- 一 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。ただし、平成28年度税制改正により創設された「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」による寄付については、総事業費から控除せず算出することができる。
 - 二 別表の第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - 三 一により算出された額と二で選定された額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 2 交付額の算出に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して算出しなければならない。ただし、算出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者（共同で申請する場合は代表事業者を指す。

- 以下「申請者」という。）は、様式第1による補助金交付申請書（電気自動車用充電設備（以下「充電設備」という。）に係る補助金申請を行わない場合であって、令和5年度において、実施要領別表第1（注2）に定める事前登録を受けてJATAが公表した自動車を既に購入済みである場合には様式第1の2による補助金交付申請書兼完了実績報告書）をJATAに提出しなければならない。
- 2 申請者は、当該申請に係る事業により導入する別紙1の1の各号に規定する車両（以下「補助対象車両」という。）を既に購入済みである場合で、当該補助対象車両に抵当権を設定しようとする場合は、様式第1の3によりJATAの承認を受けなければならない。
 - 3 申請者は、様式第1（その3）に記載の暴力団排除に関する誓約事項について交付申請前に確認しなければならない、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(変更交付申請)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）で交付申請時において補助対象車両を購入前であった者は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第2による変更交付申請書をJATAに提出しなければならない。

(交付の決定及び交付額の確定)

第7条 JATAは、第5条第1項の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交

付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、以下の各号に該当せず補助金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべきものと認めるときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第3による交付決定通知書又は様式第4による変更交付決定通知書を申請者に送付するものとする。ただし、第5条第1項の規定による申請時に補助対象車両を購入済みであって、同項の規定による補助金交付申請書兼完了実績報告書の提出があった場合は、JATAは当該申請書及び報告書の内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、以下の各号に該当せず補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定及び交付額の確定を行い、様式第3の2による補助金交付決定通知書兼交付額確定通知書を申請者に送付するものとする。

- 一 申請者が反社会的勢力及びこれに準ずるものとして様式第1（その3）の誓約事項に該当しないこと
 - 二 申請に係る事業について他の法令及び予算に基づく国の補助金の交付を受けていること、又はその予定があること
- 2 第5条第1項の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまで（第5条第1項の規定による申請時に補助対象車両を購入済みであった場合にあっては、同項の規定による補助金交付申請書兼完了実績報告書が到達してから、当該申請及び報告に係る前項による交付の決定及び交付額の確定を行うまで）に通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 3 JATAは、第4条第2項ただし書による交付額の算定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

（交付の条件）

第8条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結しなければならない。
- 二 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 三 補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書をJATAに提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第6条に定める手続によるものとする。ただし、軽微な変更である場合を除く。
- 四 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第6による中止（廃止）承認申請書をJATAに提出して承認を受けなければならない。
- 五 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書をJATAに提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の

完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2ヶ月以内である場合はこの限りでない。

六 補助事業の遂行及び収支の状況について、JATAの要求があったときは速やかに様式第8による遂行状況報告書をJATAに提出しなければならない。

七 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なくJATAに報告しなければならない。

八 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、JATAの要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

九 JATAは、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

十 補助事業者は、補助事業により取得した車両及び充電施設（以下「取得財産」という。）については、様式第9による取得財産等管理台帳を備え、当該取得財産に環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業で取得した財産である旨を明示するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

十一 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具、並びにその他大臣が定める財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまで、JATAの承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に準じて行うものとする。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、JATAが定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治29年法律第89号）第404条各項の規定により、法務省令で定める利率により計算した延滞金を徴するものとする。

十二 補助事業者は、取得財産について、自社又は資本関係のある会社から調達した場合は、JATAに報告しなければならない。

十三 補助事業者は、十一号で定める期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行ってはならない。

十四 補助事業者は、補助金の交付の目的に従って、補助事業の完了後においても、二酸化炭素削減効果に関する目標を達成するものとする。ただし、やむを得ず達成できない場合にはJATAが別に定める事業報告書にその理由を付記して報告しなければならない。

ならない。

十五 補助事業者は、補助事業の完了後、環境省が実施する「エネルギー起源 CO2 排出削減技術評価・検証事業」において、取得財産等の稼働状況、管理状況及び二酸化炭素削減効果その他補助事業の成果を検証するために必要な情報について、環境省（環境省から委託を受けた民間事業者を含む。）から調査の要請があった場合には、当該調査に協力し、必要な情報を提供しなければならない。

2 補助事業者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部をJATAの承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

3 JATAが第7条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者がJATAに対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、JATAは次に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者がJATAに対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

一 JATAは、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

二 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

三 JATAは、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

4 第2項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、JATAが行う弁済の効力は、JATAが支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

（申請の取下げ）

第9条 申請者は、第7条第1項の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に書面をもってJATAに交付申請の取下げを申し出なければならない。

（補助事業の遂行の命令等）

第10条 JATAは、第8条第六号の規定による報告書に基づき、補助事業が法令等、

本規程、交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指導することができる。

- 2 大臣は、補助金交付及び補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、又はその職員に補助事業者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(実績報告書)

第11条 補助事業者（第5条第1項の規定による交付申請時に補助対象車を購入済みであった補助事業者を除く。以下本条及び次条において同じ）は、補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了した日の属する年度の3月11日のいずれか早い日までに様式第10による完了実績報告書をJATAに提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度（毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間）が終了したときは、翌年度4月10日までに様式第11による年度終了実績報告書をJATAに提出しなければならない。

- 3 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、第4条第2項ただし書の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 JATAは、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条第三号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第12による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

- 2 JATAは、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

- 3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内（ただし、補助事業者が地方公共団体（都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合）であって補助金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ20日以内の期限により難しい場合には、額の確定通知の日から90日以内でJATAの定める日以内とすることができる。）とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第13条 補助金は、前条（第5条第1項の規定による交付申請時に補助対象車両を導入済みであった場合は第7条第1項ただし書き）の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第13による精算払請求書をJATAに提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第14条 JATAは、第8条第四号による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

- 一 補助事業者が、法令等若しくは本規程に基づくJATAの指示等に従わない場合
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - 四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）
- 2 JATAは、前項の取消しを行った場合は、既に当該解除に係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項に基づく補助金の返還については、第12条第3項の規定を準用する。

(事業報告書の提出)

第15条 補助事業者は、補助事業の完了した日からその年度の3月末までの期間及びその後の1年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間（補助事業の完了した日の属する年度については、補助事業を完了した日からその年度の3月末までの期間）の燃費改善効果、二酸化炭素排出削減効果及びその他の二酸化炭素排出削減効果に関連する情報について、様式第14による事業報告書をJATAに提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後3年間保存しなければならない。

(電磁的方法による申請)

第16条 申請者又は補助事業者は、第5条の規定に基づく交付の申請、第6条の規定に基づく変更交付の申請、第8条第三号の規定に基づく計画変更の申請、第8条第四号の規定に基づく中止又は廃止の申請、第8条第五号の規定に基づく事業遅延の報告、第8条第六号の規定に基づく状況報告、第8条第十一号の規定に基づく財産の処分の承認申請、第9条の規定に基づく申請の取下げ、第11条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告、又は第13条第2項の規定に基づく支払請求（以下「交付申請等」という。）については、電磁的方法（適正化法第26条の3の規定に準じてJATAが定めるものをいう。以下、同じ。）により行うことができる。

- 2 JATAは、前項の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電磁的方法により行うことができる。
- 3 JATA、申請者及び補助事業者は、原則として、前2項に定めるとおり電磁的方法により交付申請等を行うこととするが、電磁的方法によることが行おうことができないとき又は電磁的記録（適正化法第26条の2の規定に準じてJATAが定めるものをいう。）

以下、同じ。)を提出できないときは、交付規程に定める様式による書面の提出又はJATAが定める方法で手続きを行うことができる。

(暴力団排除及び重複交付の制限に伴う情報提供)

第17条 申請者又は補助事業者が暴力団である又は暴力団との付き合いがあると疑われる場合には、JATAは本事業を通じ申請者又は補助事業者に関して得た情報を国に提供することができる。

2 本事業に係る補助金と国の他の補助金との重複交付を避けるため、JATAは、補助対象車両に関する情報を国に提供することができる。

(秘密の保持)

第18条 JATAは、申請者及び補助事業者がこの規程に従ってJATAに提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、JATAが別に定める。

附 則

1 この規程は、令和5年5月31日から施行する。

別表

1. 補助事業	2. 補助対象経費	3. 基準額
環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業	環境配慮型先進トラック又は環境配慮型先進バス ^(注1) の導入に必要な経費でJATAが承認した経費	補助対象となる環境配慮型先進トラック又は環境配慮型先進バスと同規模かつ同等仕様の2015年度燃費基準に適合したディーゼル自動車(以下「標準的燃費水準車両」という。)の価格と、実施要領別表第1第3欄に掲げる経費との差額の1/2(電気自動車にあっては2/3) ^(注2)
	充電設備の導入に必要な経費 ^(注3) でJATAが承認した経費	JATAが必要と認めた額の1/2 ^(注3)

(注1)環境配慮型先進トラック、環境配慮型先進バス又は充電設備については、別紙1の1の要件に該当するもので、環境配慮型先進トラック又は環境配慮型先進バスは、実施要領別表第1(注2)による車両製造事業者からの以下各号に係る報告の情報(以下「事前登録情報」という。)について、実施要領第3(6)①により作成する審査基準に基づく審査のうえ公表された事前登録情報における型式に該当するものとする。

① 車両の型式

② 動力構造(電気自動車(プラグインハイブリッド自動車(外部電源から充電できる

- タイプ)を含む。以下同じ。)、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車)の区別
- ③ 環境配慮型先進車及び標準的燃費水準車両の定価(いずれも架装物等動力構造以外の部分の変更に係る費用を除く。)
- ④ 生産計画(3年以上の継続した生産及び販売の計画があり、また、後継モデルも含めて増産による価格低減を目指す方針が示されていること。)

(注2) 基準額の算定に用いる経費及び価格は下表第2欄及び第3欄のとおりとし、定価及び費用については税抜とする。当該算定にあたっては下表第4欄の公表された事前登録情報を参照するものとする。

1 環境配慮型先進トラック又は環境配慮型先進バスの種類	2 実施要領別表第1第3欄に掲げる経費	3 標準的燃費水準車両の価格	4 公表された事前登録情報
ハイブリッド自動車(ベース車両を改造して製作する車両を除く)	事前登録情報における環境配慮型先進車の定価	事前登録情報における定価	補助基準額(本表第2欄及び第3欄の差額に1/2を乗じた額で、1,000円未満の端数が生じた場合には切り捨てた額)
天然ガス自動車(ベース車両を改造して製作する車両を除く)	事前登録情報における環境配慮型先進車の定価	事前登録情報における定価	補助基準額(本表第2欄及び第3欄の差額に1/2を乗じた額で、1,000円未満の端数が生じた場合には切り捨てた額)
電気自動車(ベース車両を改造して製作する車両を除く)	事前登録情報における環境配慮型先進車の定価	事前登録情報における定価	補助基準額(本表第2欄及び第3欄の差額に2/3を乗じた額で、1,000円未満の端数が生じた場合には切り捨てた額)
ベース車両を改造して製作する車両	事前登録情報におけるベース車両を改造した環境配慮型先進車の定価 ベース車両の導入費用(当該ベース車両について事前登録情報における環境配慮型先進車の定価が定められている場合は当該定価)	事前登録情報における定価(ベース車両と同等の諸元及び仕様の車両について)	補助基準額(本表第2欄及び第3欄の差額に、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車は1/2を、電気自動車は2/3を乗じた額で、1,000円未満の端数が生じた場合には切り捨てた額)

(注3) 充電設備

- ① 充電設備の補助基準額の算定は、充電設備の販売者等が定めた機器の定価及び充電設備工事事業者の見積額(実施要領別表第1第3欄に記載の経費に準じた費用が積

算されていること。)の和で、JATAが必要と認めた範囲内の額に1/2を乗じた額(1,000円未満の端数が生じた場合には切り捨て)とする。

- ② 設備工事費に係る補助対象経費は、充電機器の価格を上限値とする。

別紙1（第3条関係）

補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項について

1 対象事業の要件

本事業は、事業者が次に掲げるトラック又はバスであって継続的に製造され市場において販売することが予定されているもの（以下「環境配慮型先進トラック」又は「環境配慮型先進バス」という。）を導入する事業及び充電設備を対象とする。

なお、環境配慮型先進バスについては定員11人以上とする。

また、環境配慮型先進トラック及びバスのいずれも、トラック又はバスをベース車両として架装物等動力構造以外の部分を変更した特種車も含むものとする。

- ① 電気自動車（環境配慮型先進バスに限る。プラグインハイブリッド自動車を含む。）
- ② 天然ガス自動車（環境大臣の認定する型式の自動車であって、2015年度燃費基準適合ディーゼル自動車と比較して概ね10%以上の二酸化炭素排出削減を図るものとする。）
- ③ ハイブリッド自動車
- ④ 充電設備

ア 本事業による環境配慮型先進バスに導入される電気自動車の充電に必要な充電設備であること。

イ 設置場所は申請事業者の敷地（事業所、営業拠点）等に設置するものであること。

ウ 充電設備は、普通充電器及び急速充電器とし、普通充電器はJARI認証を、急速充電器はCHAdeMO認証をそれぞれ取得するなど安全性が確保されていること。

2 補助金の交付を申請できる者

本事業について、補助金の交付を申請できる者は、下表第1欄に掲げる車両について同第2欄に掲げる者とする。

1 補助対象車両	2 補助金の交付を申請できる者 ^(注1)
環境配慮型先進トラック（ハイブリッド自動車又は天然ガス自動車）	①又は③（①に貸し渡す者に限る。）
環境配慮型先進バス（電気自動車、ハイブリッド自動車又は天然ガス自動車）	②又は③（②に貸し渡す者に限る。）

(注1) ①～③は以下のとおり。

- ① トラックを事業の用に供する者。
- ② バスを事業の用に供する者。
- ③ トラック又はバスの貸渡し（リース）を業とする者（①又は②に貸し渡す者に限る。）

3 維持管理

補助事業者は、補助事業により導入した補助対象車両及び充電設備を、第8条第十号及び第十一号の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。

4 二酸化炭素削減量の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素削減量の状況を把握し、この規程及びJATAの求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

交付規程様式等

様式第1	交付申請書（第5条関係）
様式第1の2	交付申請書兼完了実績報告書（第5条関係）
様式第1（その2の1）	環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業実施計画書(車両)
様式第1（その2の2）	環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業実施計画書(充電設備)
様式第1の3	財産処分承認申請書（第5条関係）
様式第1の3（その2）	財産処分承認申請書（第5条関係）
様式第1（その3）	誓約書
様式第2	変更交付申請書（第6条関係）
様式第3	交付決定通知書（第7条関係）
様式第3の2	交付決定通知書兼交付額確定通知書（第7条関係）
様式第4	変更交付決定通知書（第7条関係）
様式第5	計画変更承認申請書（第8条関係）
様式第6	中止（廃止）承認申請書（第8条関係）
様式第7	遅延報告書（第8条関係）
様式第8	遂行状況報告書（第8条関係）
様式第9	取得財産等管理台帳（第8条関係）
様式第10	完了実績報告書（第11条関係）
様式第10（その2の1）	環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業実施報告書(車両)
様式第10（その2の2）	環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業実施報告書(充電設備)
様式第11	年度終了実績報告書（第11条関係）
様式第11（その2）	経費所要額実績
様式第12	交付額確定通知書（第12条関係）
様式第13	精算払請求書（第13条関係）
様式第14	事業報告書（第15条関係）

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
会 長 内 藤 政 彦 殿

申請者^{注1} 住 所 〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
(貸渡し先(リースの場合))

令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業) 交付申請書

令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)交付規程(以下「交付規程」という。)第5条第1項の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従います。

記

- 1 補助事業の目的及び内容 様式第1(その2の1)及び(その2の2)のとおり
2-1 補助対象経費^{注2} 金 円
2-2 補助対象経費^{注2} 金 円
3-1 補助金交付申請額^{注2} 金 円
3-2 補助金交付申請額^{注2} 金 円
4 補助事業の開始及び完了予定年月日 交付決定の日 ~ 令和 年 月 日
5 補助対象車両及び用途(該当する欄に○を付す。)

環境配慮型先進トラック		環境配慮型先進バス(乗車定員 11 人以上)	
ハイブリッド自動車	トラックを事業の用に供する者	電気自動車	バスを事業の用に供する者
	トラックの貸渡し(リース)を業とする者 ^{注3}		バスの貸渡し(リース)を業とする者 ^{注4}
天然ガス自動車	トラックを事業の用に供する者	ハイブリッド自動車	バスを事業の用に供する者
	トラックの貸渡し(リース)を業とする者 ^{注3}		バスの貸渡し(リース)を業とする者 ^{注4}
		天然ガス自動車	バスを事業の用に供する者
			バスの貸渡し(リース)を業とする者 ^{注4}

6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者(所属部署・職名・氏名)
	電話番号
	Eメールアドレス @
担当者 連絡先	担当者(所属部署・職名・氏名)
	住所 〒 -
	電話番号
	Eメールアドレス @

7 添付資料 交付規程別紙2の1に記載の書類

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で申請する場合は、代表事業者が申請すること。

注2 様式第1(その2の1)及び(その2の2)に記載されている台数分の合計額を記載すること。

注3 トラックを事業の用に供する者に貸し渡す者に限る。

注4 バスを事業の用に供する者に貸し渡す者に限る。

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
会 長 内 藤 政 彦 殿

申請者^{注1} 住 所 〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
(貸渡し(リースの場合))

令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業) 交付申請書兼完了実績報告書

令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)交付規程(以下「交付規程」という。)第5条第1項の規定に基づき下記のとおり申請及び報告します。

なお、補助事業の実施に当たり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従いました。

記

- 1 補助事業の目的及び内容 様式第1(その2の1)のとおり
2 補助対象経費^{注2} 金 円
3 補助金交付申請額^{注2} 金 円
4 補助対象車両及び用途(該当する欄に○を付す。)

環境配慮型先進トラック			環境配慮型先進バス(乗車定員 11人以上)		
ハイブリッド自動車	トラックを事業の用に供する者		電気自動車	バスを事業の用に供する者	
	トラックの貸渡し(リース)を業とする者 ^{注3}			バスの貸渡し(リース)を業とする者 ^{注4}	
天然ガス自動車	トラックを事業の用に供する者		ハイブリッド自動車	バスを事業の用に供する者	
	トラックの貸渡し(リース)を業とする者 ^{注3}			バスの貸渡し(リース)を業とする者 ^{注4}	
			天然ガス自動車	バスを事業の用に供する者	
				バスの貸渡し(リース)を業とする者 ^{注4}	

5 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者(所属部署・職名・氏名)
	電話番号
	Eメールアドレス @
担当者 連絡先	担当者(所属部署・職名・氏名)
	住所 〒 -
	電話番号
	Eメールアドレス @

6 添付資料 交付規程別紙2の2に記載の書類

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で申請する場合は、代表事業者が申請すること。

注2 様式第1(その2の1)に記載されている台数分の合計額を記載すること。

注3 トラックを事業の用に供する者に貸し渡す者に限る。

注4 バスを事業の用に供する者に貸し渡す者に限る。

様式第1(その2の2)

環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業実施計画書(充電設備)

充電機器	メーカー名 ^{注1} : 型 式 ^{注1} : 製造番号 ^{注1} : 出力電力 ^{注1} : kW 認証登録 ^{注4} : JARI CHAdeMO その他 台 数: 台
所要経費	金額
(1)-1 補助対象経費(充電機器・1台) ^{注2}	円
(2)-1 寄付金、補助金その他の収入	円
(3)-1 補助対象経費支出予定額(「(1)-1」-「(2)-1」)	円
(4)-1 基準額 ^{注3}	円
(5)-1 補助金所要額(補助金交付申請額) (3)-1 と(4)-1 を比較して少ない方の額(算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)	円
(6)-1 補助金交付申請額・充電機器((5)-1×台数)	円
(1)-2 補助対象経費(工事費・全体) ^{注2}	円
(2)-2 寄付金、補助金その他の収入	円
(3)-2 補助対象経費支出予定額(「(1)-2」-「(2)-2」)	円
(4)-2 基準額 ^{注3}	円
(5)-2 補助金所要額(補助金交付申請額) (3)-2 と(4)-2 を比較して少ない方の額(算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする)	円
(6)-2 補助金交付申請額・工事費((5)-2)	円
(7) 補助金交付申請額・充電設備(「(6)-1」+「(6)-2」)	円

注1 充電設備メーカーが定める型式等をそれぞれ記載する。

注2 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としない。

注3 交付規程別表注3により算定した額とする。

注4 該当する認証登録機関に○を付す。

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
会 長 内 藤 政 彦 殿

申請者 住 所 〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
(貸渡し先(リースの場合))

令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)により取得する補助対象車両に係る財産処分()について

標記について、令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)交付規程第5条第2項及び第8条十一号に基づき、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」(改正平成30年6月1日付環境会発第1806015号大臣官房会計課長通知)第2の1に準じて、様式第1の3(その2)のと通りの処分について承認を求めます。

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者(所属部署・職名・氏名)
	電話番号
	E メールアドレス @
担当者 連絡先	担当者(所属部署・職名・氏名)
	住所 〒 -
	電話番号
	E メールアドレス @

様式第1の3(その2)

1 処分の種類 (転用 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄 抵当権の設定)

2 処分の概要

間接補助事業者 ※リースを利用する場合にあっては、リース事業者名			所在地 ※リースを利用する場合にあっては、貸し渡し先使用者の氏名又は名称及び住所		
車種			登録番号 及び車台番号		
補助年度	補助金交付 申請額	総事業費 (補助対象経費)	処分制限期間 (A)(注)	経過年数 (B)	残存年数 (A-B)
年	円	円	年	年 ヶ月	年 ヶ月
経緯及び処分の理由					処分(抵当権の設定)予定年月日

注 処分制限期間(A)は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)において定める期間とすること。

誓 約 書

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
会 長 内 藤 政 彦 殿

申請者 住所 〒
氏名又は名称
代表者職・氏名

〔国の補助金に関する事項〕

本申請において申請する補助対象車両の導入について、本補助金の交付決定を受けた後は、新たに本補助金以外の国からの補助金の交付について申請しません。

〔暴力団排除に関する事項〕(申請者が地方自治体である場合を除く。)

私(申請者が法人である場合は申請法人)は、補助金の交付を申請するに当たり、また、補助事業の実施期間内及び完了後においても、下記事項について誓約します。この誓約が虚偽で有り、又はこの誓約に反したことにより、私が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 私は、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)ではありません。かつ、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではありません。
- (2) 私の法人の役員等(法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)は、暴力団員ではありません。
- (3) 私及び私の法人の役員等は、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しません。
- (4) 私及び私の法人の役員等は、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しません。
- (5) 私及び私の法人の役員等は、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を持ちません。

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
会 長 内 藤 政 彦 殿

申請者 住 所 〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
(貸渡し先(リースの場合))

令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)変更交付申請書

令和 年 月 日付け輸技協事環ト第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)を下記のとおり変更したいので、令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)交付規程(以下「交付規程」という。)第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、変更交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従います。

記

1 補助変更申請額

2 変更内容

3 変更理由

(注)具体的に記載する。

4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者(所属部署・職名・氏名)
	電話番号
	Eメールアドレス @
担当者 連絡先	担当者(所属部署・職名・氏名)
	住所 〒 -
	電話番号
	Eメールアドレス @

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。

注2 1の金額欄の上部に()書きで当初交付決定額を記載すること。

注3 添付書類は、様式第1(その2の1)及び(その2の2)のそれぞれに準じて変更部分について作成することとし、金額については、変更前の金額を上段に()書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)交付決定通知書

補助事業者
(貸渡し先(リースの場合))

令和 年 月 日付け第 号で交付申請のあった二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)については、令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)交付規程(令和5年5月31日輸技協事環ト第5-4号。以下「交付規程」という。)第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、通知する。

令和 年 月 日

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
会 長 内 藤 政 彦

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付け第 号交付申請のとおりである。
- 2 補助対象経費及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容を変更する場合において、補助対象経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。

補助対象経費(導入車両)	金	円
補助対象経費(充電設備)	金	円
交付決定額 (導入車両)	金	円
交付決定額 (充電設備)	金	円
- 3 事業内容の変更等特段の事情がない限り、交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限とする。
- 4 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)交付要綱(改正 令和5年3月31日環水大自発第2303311号、環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業実施要領(改正 令和5年3月31日環水大自発第2303312号)及び交付規程に従わなければならない。
- 5 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は令和 年 月 日とする。
- 6 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

7 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者(所属部署・職名・氏名)
	電話番号
	Eメールアドレス @
担当者 連絡先	担当者(所属部署・職名・氏名)
	住所 〒 -
	電話番号
	Eメールアドレス @

令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業) 交付決定通知書兼交付額確定通知書

補助事業者
(貸渡し先(リースの場合))

令和 年 月 日付け第 号で交付申請兼実績報告のあった二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)については、令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)交付規程(令和5年5月31日輸技協事環ト第5-4号。以下「交付規程」という。)第7条第1項ただし書きの規定により、下記のとおり交付することを決定し、その額を確定したので、通知する。

令和 年 月 日

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
会 長 内 藤 政 彦

記

- 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付け第 号交付申請兼完了実績報告書のとおりである。
- 補助基本額、交付決定額及び確定額は次のとおりである。
(登録番号: 車台番号:)
補助対象経費(導入車両) 金 円
交付決定額(導入車両) 金 円
確定額(導入車両) 金 円
- 交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限とする。
- 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)交付要綱(改正 令和5年3月31日環水大自発第2303311号、環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業実施要領(改正 令和5年3月31日環水大自発第2303312号)及び交付規程に従わなければならない。
- この交付決定に対し不服があるとき、申請の取下げをすることのできる期限は令和 年 月 日とする。
- 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

7 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者(所属部署・職名・氏名)
	電話番号
	Eメールアドレス @
担当者 連絡先	担当者(所属部署・職名・氏名)
	住所 〒 -
	電話番号
	Eメールアドレス @

令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業）変更交付決定通知書

補助事業者
（貸渡し先（リースの場合））

令和 年 月 日付け第 号で変更交付申請のあった二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業）については、令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業）交付規程（令和5年5月31日輸技協事環ト第5-4号。以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定により、令和 年 月 日付け輸技協事環ト第 号で交付決定した内容を下記のとおり変更することを決定したので通知する。

令和 年 月 日

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
会 長 内 藤 政 彦

記

1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付け第 号変更交付申請書のとおりである。

2 変更後の補助金の額は、次のとおりである。

（導入車両）

変更前補助対象経費	金	円	変更前補助金の額	金	円
変更後補助対象経費	金	円	変更後補助金の額	金	円
増減額	金	円	増減額	金	円

（充電設備）

変更前補助対象経費	金	円	変更前補助金の額	金	円
変更後補助対象経費	金	円	変更後補助金の額	金	円
増減額	金	円	増減額	金	円

3 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業）交付要綱（改正 令和5年3月31日 環水大自発第2303311号、環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業実施要領（改正 令和5年3月31日 環水大自発第2303312号）及び交付規程に従わなければならない。

4 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取下げをすることのできる期限は令和 年 月 日とする。

5 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者（所属部署・職名・氏名）
	電話番号
	Eメールアドレス @
担当者 連絡先	担当者（所属部署・職名・氏名）
	住所 〒 -
	電話番号
	Eメールアドレス @

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
会 長 内 藤 政 彦 殿

補助事業者^{注1} 住 所 〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
(貸渡し先(リースの場合))

令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け輸技協事環ト第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)の計画を下記のとおり変更したいので、令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)交付規程(以下「交付規程」という。)第8条第三号の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、計画変更の承認を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従います。

記

- 1 変更内容^{注2}
- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更が補助事業に及ぼす影響
- 4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者(所属部署・職名・氏名)
	電話番号
	Eメールアドレス @
担当者 連絡先	担当者(所属部署・職名・氏名)
	住所 〒 -
	電話番号
	Eメールアドレス @

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。

注2 事業の内容を変更する場合にあつては、様式第1(その2の1)及び(その2の2)のそれぞれに準じて変更部分について作成することとし、金額については、変更前の金額を上段に()書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
会 長 内 藤 政 彦 殿

補助事業者^{注1} 住 所 〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
(貸渡し先(リースの場合))

令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)中止(廃止)承認申請書

令和 年 月 日付け輸技協事環ト第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)を下記のとおり中止(廃止)したいので、令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)交付規程第8条第四号の規定により申請します。

記

- 1 中止(廃止)を必要とする理由
- 2 中止(廃止)の予定年月日
- 3 中止(廃止)までに実施した事業内容^{注2}
- 4 中止(廃止)が補助事業に及ぼす影響
- 5 中止(廃止)後の措置
- 6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者(所属部署・職名・氏名)
	電話番号
	Eメールアドレス @
担当者 連絡先	担当者(所属部署・職名・氏名)
	住所 〒 -
	電話番号
	Eメールアドレス @

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。

注2 中止(廃止)までに実施した事業の内容については、様式第1(その2の1)及び(その2の2)を使用して記載することとし、交付決定額を上段に()書きし、中止(廃止)時の実施見込額を下段に記載した書類を添付すること。

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
会 長 内 藤 政 彦 殿

補助事業者^{注1} 住 所 〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
(貸渡し先(リースの場合))

令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)遅延報告書

令和 年 月 日付け輸技協事環ト第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)の遅延について、令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)交付規程第8条第五号の規定により下記のとおり指示を求めます。

記

- 1 遅延の原因及び内容
- 2 遅延に係る金額
- 3 遅延に対して採った措置
- 4 遅延等が補助事業に及ぼす影響
- 5 補助事業の実施予定及び完了予定年月日^{注2}
- 6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者(所属部署・職名・氏名)
	電話番号
	E メールアドレス @
担当者 連絡先	担当者(所属部署・職名・氏名)
	住所 〒 -
	電話番号
	E メールアドレス @

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

注2 事業の進捗状況を示した工程表を、当初と変更後を対比できるように作成し添付すること。

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
会 長 内 藤 政 彦 殿

補助事業者^注住 所 〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
(貸渡し先(リースの場合))

令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業) 遂行状況報告書

令和 年 月 日付け輸技協事環ト第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)の遂行状況について、令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)交付規程第8条第六号の規定により下記のとおり報告します。

記

1. 補助対象車両 (環境配慮型先進車の種類、 製造者名、車名、型式)	交付決定額 (円)	実施額 (円)	遂 行 状 況
計			
2. 電気自動車用充電設備 (充電設備の製造者名、型式等)	交付決定額 (円)	実施額 (円)	遂 行 状 況
計			

注 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

1 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者(所属部署・職名・氏名)
	電話番号
	Eメールアドレス @
担当者 連絡先	担当者(所属部署・職名・氏名)
	住所 〒 -
	電話番号
	Eメールアドレス @

様式第9(第8条関係)

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)

取得財産等管理台帳(令和5年度)

財産名 ^{注1} (環境配慮型先進車の車名及び登録番号及び電気自動車用充電設備の型式等)	規格	金額 (円)	取得 年月日 ^{注2}	耐用 年数 ^{注3}	設置又は 保管場所

注1 対象となる取得財産等は、環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業により取得した環境配慮型先進トラック又は環境配慮型先進バス及び電気自動車用充電設備とする。

注2 取得年月日は、自動車にあつては初度登録年月日を充電設備にあつては、設置完了年月日を記載すること。

注3 耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)において定める期間とすること。

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
会長 内藤 政彦 殿

補助事業者^注 住 所 〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
(貸渡し先(リースの場合))

令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)完了実績報告書

令和 年 月 日付け輸技協事環ト第 号で交付決定の通知を受けた令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)を完了(中止・廃止)しましたので、令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)交付規程第11条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日

導入車両 金 円 (令和 年 月 日 第 号)
充電設備 金 円 (令和 年 月 日 第 号)
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)

2 補助事業の実施状況及び補助金の経費収支実績
様式第10(その2の1、その2の2)に記載のとおり

3 補助事業の実績期間 年 月 日 ～ 年 月 日

4 添付資料

- (1) 補助事業の実績状況及び補助金の経費収支実績 様式第10(その2の1、その2の2)
- (2) 規程別紙2の2(1)～(4)に記載の書類
- (3) リース料金算定根拠明細書(補助金がリース料金に反映されていることが確認できるもの。)
(リースの場合に限る)

5 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者(所属部署・職名・氏名)
	電話番号
	Eメールアドレス @
担当者 連絡先	担当者(所属部署・職名・氏名)
	住所 〒 -
	電話番号
	Eメールアドレス @

注 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

様式第10（その2の2）

環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業実施報告書（充電設備）

充電機器	メーカー名 ^{注1} : 型 式 ^{注1} : 製造番号 ^{注1} : 出力電力 ^{注1} : kW 認証登録 ^{注4} : JARI CHAdeMO その他 台 数: 台
所要経費	金額
(1)-1 補助対象経費(充電機器・1台) ^{注2}	円
(2)-1 寄付金、補助金その他の収入	円
(3)-1 補助対象経費支出予定額(「(1)-1」-「(2)-1」)	円
(4)-1 基準額 ^{注3}	円
(5)-1 補助金所要額(補助金交付申請額) (3)-1 と(4)-1 を比較して少ない方の額(算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)	円
(6)-1 補助金交付申請額・充電機器((5)-1×台数)	円
(1)-2 補助対象経費(工事費・全体) ^{注2}	円
(2)-2 寄付金、補助金その他の収入	円
(3)-2 補助対象経費支出予定額(「(1)-2」-「(2)-2」)	円
(4)-2 基準額 ^{注3}	円
(5)-2 補助金所要額(補助金交付申請額) (3)-2 と(4)-2 を比較して少ない方の額(算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする)	円
(6)-2 補助金交付申請額・工事費((5)-2)	円
(7) 補助金交付申請額・充電設備(「(6)-1」+「(6)-2」)	円

注1 充電設備メーカーが定める型式等をそれぞれ記載する。

注2 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としない。

注3 交付規程別表注3により算定した額とする。

注4 該当する認証登録機関に○を付す。

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
会長 内藤 政彦 殿

補助事業者^{注1} 住 所 〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
(貸渡し先(リースの場合))

令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)年度終了実績報告書

令和 年 月 日付け輸技協事環ト第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)の令和5年度における実績について、令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)交付規程第11条第2項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日

導入車両 金 円 (令和 年 月 日)
充電設備 金 円 (令和 年 月 日)
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)

2 補助事業の実施状況^{注2}

3 補助金の経費所要額実績
様式第11(その2)のとおり

4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者(所属部署・職名・氏名)
	電話番号
	Eメールアドレス @
担当者 連絡先	担当者(所属部署・職名・氏名)
	住所 〒 -
	電話番号
	Eメールアドレス @

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

注2 交付規程第8条第五号の規定に基づき公益財団法人 日本自動車輸送技術協会の指示を受けた場合は、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を含む。

経費所要額実績

(単位:円)

交付決定の内容		年度内遂行実績		翌年度繰越額	
(1)補助事業に 要する経費	(2)交付決定額	(3)事業費 支払実績額	(4)補助金 受入額	(5)補助事業に 要する経費 (1)-(3)	(6)補助金 所要額 (2)-(4)

令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業) 交付額確定通知書

補助事業者
(貸渡し先(リースの場合))

令和 年 月 日付け輸技協事環ト第 号で交付決定した二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)については令和 年 月 日付けの完了実績報告書に基づき、下記のとおり交付額を確定したので、令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)交付規程(令和5年5月31日輸技協事環ト第5-4号)第12条第1項の規定により通知する。

記

確 定 額			
導入車両	金		円
(登録番号:	車台番号:)
充電設備	金		円
(型式:	製造番号:)
確 定 額 合 計 額	金		円

令和 年 月 日

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
会 長 内 藤 政 彦

1 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者(所属部署・職名・氏名)
	電話番号
	Eメールアドレス @
担当者 連絡先	担当者(所属部署・職名・氏名)
	住所 〒 -
	電話番号
	Eメールアドレス @

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
 会長 内藤 政彦 殿

補助事業者^注 住 所 下
 氏名又は名称
 代表者役職・氏名
 (貸渡し先(リースの場合))

令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
 (環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)精算払請求書

令和 年 月 日付け輸技協事環ト第 号で(交付決定通知兼)交付額確定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)の精算払を受けたいので、令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)交付規程第13条第2項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

1. 請求金額	(導入車両) 金 円
	(充電設備) 金 円
	請求額合計 金 円
2. 受取人 (口座名義)	フリガナ
	氏 名
3. 振込先金融 機関及び 支店名	銀行 組合 金庫 支 店
	*該当に○を付す。 その他()
4. 預金種別	当座預金 ・ 普通預金 *いずれかに○を付す。
5. 口座番号	

注 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が請求すること。

1 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者(所属部署・職名・氏名)
	電話番号
	Eメールアドレス @
担当者 連絡先	担当者(所属部署・職名・氏名)
	住所 〒 -
	Eメールアドレス @

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
会長 内藤 政彦 殿補助事業者^{注1} 住 所
氏名又は名称
代表者役職・氏名
(貸渡し先(リースの場合))令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)令和5年度事業報告書

令和 年 月 日付け輸技協事環ト第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)による二酸化炭素排出削減効果について、令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)交付規程第15条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 令和5年度二酸化炭素排出削減量及び燃費改善効果(実績)^{注2}

補助対象車両 (環境配慮型先進車の種類、登録番号)	二酸化炭素排出削減量 (トン-CO2/年)	燃費改善効果 ^{注4} (%)

2 その他補助対象車両を活用した二酸化炭素排出削減に資する取組に関する事項^{注3}

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

注2 必要に応じて計算根拠を示す資料を添付すること。

注3 補助対象車両を活用した普及啓発や調査検討等、今後の二酸化炭素排出削減の取組の推進に資する活用を図った場合、その概要について記載すること。

注4 年間 CO2 削減量/標準車両(代替車両等)の年間 CO2 排出量

3 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者(所属部署・職名・氏名)
	電話番号
	Eメールアドレス @
担当者 連絡先	担当者(所属部署・職名・氏名)
	住所 〒 -
	電話番号
	Eメールアドレス @

別紙 2

1 交付申請書の添付資料

- (1) 提出資料一覧
- (2) 様式第1(その2の1)、(その2の2)及び(その3)
- (3) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (4) 申請者の事業内容等を確認できる書類
 - ① 法人である場合にあつては現在事項全部証明書の写し(発行後3ヶ月以内のもの)
 - ② 個人事業者である場合は、住民票の写し(発行後3ヶ月以内のもの)又は自動車運転免許証の写し
- (5) 自動車購入契約書(納車予定日を明記しているもの)の写し(リース以外の場合に限る)
- (6) 自動車賃貸借契約書(貸渡し開始日を明記しているもの)(契約締結前の場合は契約予定者、対象物品及び貸渡し開始予定日等必要事項が記載された契約書案)の写し(リースの場合に限る)
- (7) リース料金算定根拠明細書(補助金がリース料金に反映されていることが確認できるもの)(リースの場合に限る)

2 交付申請書兼完了実績報告書の添付資料

1(1)～(4)及び(7)に掲げる資料に加えて、以下を添付するものとする。

- (1) 補助対象経費に係る請求書の写し
- (2) 補助対象経費に係る支払を証する書類(領収書等)の写し
- (3) 補助対象車両の自動車検査証の写し(所有権留保を解除した場合は、新車新規登録時の自動車検査証及び移転登録後の自動車検査証の写し)
- (4) 自動車賃貸借契約書の写し(リースの場合に限る)

○環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について

環境会発第 080515002 号
平成 20 年 5 月 15 日
大臣官房会計課長から内部部局長等宛
改正 平成 20 年 5 月 29 日環境会発第 080529004 号
改正 平成 30 年 6 月 1 日環境会発第 1806015 号
改正 令和 2 年 12 月 18 日環境会発第 20121818 号

環境省所管の補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した政令で定める財産（以下「補助対象財産」という。）を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊すこと等（以下「財産処分」という。）を行うにあたっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）第 2 条第 3 項に規定する補助事業者等にあつては、同法第 22 条に規定する環境大臣（同法第 26 条により、地方環境事務所長（以下「所長」という。）に事務が委任されている場合は所長）の承認が必要である。

これらの承認にあたっては、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するとともに、既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、概ね 10 年を経過した補助対象財産については、補助目的を達成したものとみなすとともに、承認手続等の一層の弾力化及び明確化を図ることを目的として、今般、別添「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準（以下「承認基準」という。）を定めたので通知する。

内部部局長及び所長は、下記に留意し平成 20 年 4 月 1 日以降に申請を受理したものについては、原則として、この承認基準に基づき対応されたい。

記

1. 平成 20 年 3 月 31 日において、既に承認申請を受理しているが本日において承認を行っていないものについては、この承認基準に基づき対応して差し支えない。
2. 既に承認を行っているが、納付金の国庫納付を命じていないもののうち、財産処分の日が平成 20 年 4 月 1 日以降であるものについては、この承認基準に基づき納付金額を算定して差し支えない。
3. 補助対象財産の用途を変更する財産処分が行われる場合には、当該財産処分が行われる地域において、同種の社会資源が既に充足しているものと考えられるため、当該地域における同種の補助事業の新規採択に当たっては、慎重に対処されたい。
4. 内部部局長及び地方環境事務所長は、特段の事情により必要がある場合には、適宜会計課と協議することとし、適切に対応されたい。
5. 内部部局長及び地方環境事務所長におかれては、関係地方公共団体及び関係団体に対し、本承認基準を周知されるよう図られたい。

環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準

第1 趣旨

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第22条の規定に基づく財産処分（補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した政令で定める財産（以下「補助対象財産」という。）を交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、担保に供し、又は取壊すこと等。以下同じ。）の承認については、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するとともに、既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、この承認基準を定め、承認手続等の一層の弾力化及び明確化を図ることとしたものである。

なお、補助対象財産の用途を変更する財産処分については、当該財産処分が行われる地域において、同種の社会資源が充足していることが前提であり、補助事業等を行う地方公共団体の判断を確認の上、対応することとする。

第2 承認の手続

1. 申請手続の原則

補助事業者等が財産処分を行う場合には、環境大臣（適正化法第26条により事務委任されている場合は地方環境事務所長（以下「環境大臣等」という。））に別紙様式1の財産処分承認申請書を提出することにより、申請手続を行う。提出は、環境大臣が定める電磁的方法により行うことができる。

(注1) 財産処分の種類

転用：補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用。

譲渡：補助対象財産の所有者の変更。

交換：補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換。

貸付：補助対象財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更。

取壊し：補助対象財産（施設）の使用を止め、取り壊すこと。

廃棄：補助対象財産（設備）の使用を止め、廃棄処分をすること。

(注2) 承認後の変更

承認を得た後、当該承認に係る処分内容と異なる処分を行う場合又は当該財産処分の承認に付された条件を満たすことができなくなった場合には、改めて必要な手続を行うこと。

2. 申請手続の特例（包括承認事項）

次に掲げる財産処分（以下「包括的承認事項」という。）であって別紙様式2により環境大臣等への報告があったもの（環境大臣が定める電磁的方法により行ったものを含む。）については、上記1にかかわらず、環境大臣等の承認があったものとして取り扱うものとする。ただし、この報告において、記載事項の不備等必要な要件が具備されていない場合はこの限りではない。

(1) 地方公共団体が、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う次の財産処分（有償譲渡及び有償貸付を除く。）

ア. 経過年数（補助目的のために事業を実施した年数をいう。以下同じ。）が10年以上である施設又は設備（以下「施設等」という。）について行う財産処分

イ. 経過年数が10年未満である施設等について行う財産処分であって、市町村合併に係る法律に基づく計画に基づいて行われるもの

(2) 災害若しくは火災により使用できなくなった施設等又は立地上若しくは構造上危険な状態にある施設等の取壊し又は廃棄（以下「取壊し等」という。）

(注3) 地域再生法（平成17年法律第24号）第18条の規定により環境大臣の承認を受けたものとみなされた財産処分については、この承認基準に定める手続を要

しない。

第3 国庫納付に関する承認の基準

1. 地方公共団体が行う財産処分

(1) 国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合

地方公共団体が行う次の財産処分については、国庫納付に関する条件（財産処分に係る納付金（以下「財産処分納付金」という。）を国庫に納付する旨の条件をいう。以下同じ。）を付さずに承認するものとする。

ア. 包括承認事項

イ. 経過年数が10年未満である施設等に係る財産処分であって、次に掲げるもの

(ア) 市町村合併、地域再生等の施策に伴い、当該地方公共団体が当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う財産処分であって、環境大臣等が適当であると個別に認めるもの（有償譲渡及び有償貸付を除く。）

(イ) 道路の拡張整備等、設置者の責に帰さない事情等によるやむを得ない取壊し等（相当の補償を得ているものの、代替施設等（補助対象財産と同等以上の効果を発揮する財産をいう。以下同じ。）を整備しない場合を除く。）

(ウ) 老朽化により代替施設等を整備する場合の取壊し等（補助対象財産が設置されている施設の老朽化による建替えに伴う建替え後の施設に代替施設等を整備するために補助対象財産の取壊し等を行う場合を含む。）

(2) 国庫納付に関する条件を付して承認する場合

上記(1)以外の転用、譲渡、貸付、交換及び取壊し等については、国庫納付に関する条件を付して承認するものとする。

2. 地方公共団体以外の者が行う財産処分

(1) 国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合

地方公共団体以外の者が行う次の財産処分については、国庫納付に関する条件を付さずに承認するものとする。（イ及びウについては、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足していることを前提とする。）

ア. 包括承認事項（災害等による取壊し等の場合）

イ. 経過年数が10年以上である施設等に係る財産処分であって、次の場合に該当するもの

(ア) 転用、無償譲渡又は無償貸付の後に、引続き他の公共の事業（公の支配を受けるもの（以下「公共事業」という。））に使用する場合

(イ) 交換により得た施設等において、引続き公共事業に使用する場合

(ウ) 新たに公共事業に使用する施設等を整備するために、取壊し等を行うことが必要な場合

(エ) 国又は地方公共団体への無償譲渡又は無償貸付

ウ. 経過年数が10年未満である施設等に係る財産処分であって、上記イ(ア)から(エ)に該当するもののうち、市町村合併、地域再生等の施策に伴うものであって、環境大臣等が適当であると個別に認めるもの

エ. 同一事業を10年以上継続する場合の無償譲渡又は無償貸付

オ. 次に該当する取壊し等

(ア) 道路の拡張整備等の設置者の責に帰さない事情によるやむを得ない取壊し等（相当の補償を得ているものの、代替施設等を整備しない場合を除く。）

(イ) 老朽化により代替施設等を整備する場合の取壊し等（補助対象財産が設置されている施設の老朽化による建替えに伴う建替え後の施設に代替施設等を整備するために補助対象財産の取壊し等を行う場合を含む。）

(2) 国庫納付に関する条件を付して承認する場合

上記(1)以外の転用、譲渡、貸付、交換及び取壊し等については、国庫納付に関する条件を付して承認するものとする。

(3) 再処分に関する条件を付す場合

ア. 再処分に関する条件を付す場合

上記(1)のうち、イ(ア)から(ウ)、ウ及びエの場合には、再処分に関する条件（当初の財産処分の承認後10年（残りの処分制限期間が10年未満である場合には、当該期間）を経過するまでの間は、環境大臣等の承認を受け

ないで当該施設等（交換の場合には、交換により得た施設等）の処分を行ってはならない旨の条件をいう。以下同じ。）を付すものとする。

イ. 再処分に関する条件を付された者の財産処分

再処分に関する条件を付された者が行う財産処分の承認については、この承認基準に基づき取り扱う。

この場合、補助目的のために使用した期間と財産処分後に使用した期間とを通算した期間を経過年数とみなす。

なお、譲渡により所有者に変更があった場合の申請手続については、財産処分後の所有者を、財産処分前の所有者とみなして取り扱う。

3. 担保に供する処分（抵当権の設定）

次に掲げる担保に供する処分については、抵当権が実行に移される際に財産処分納付金を国庫に納付させることを条件として承認するものとする。

(1) 補助財産を取得する際に、当該補助財産を取得するために行われるもの

(2) 補助事業者等の資金繰りのため、抵当権の設定を認めなければ事業の継続ができないと認められるもので、返済の見込みがあるもの

第4 財産処分納付金の額

1. 有償譲渡又は有償貸付

(1) 譲渡額等を基礎として算定する場合

ア. 財産処分納付金額

(ア) 地方公共団体が行う場合

次に掲げる有償譲渡又は有償貸付に係る財産処分納付金額は、譲渡額又は貸付額（貸付期間にわたる貸付額の合計の予定額、以下同じ。）に、総事業費に対する国庫補助額の割合を乗じて得た額とする。

a. 経過年数が10年以上である施設等の有償譲渡又は有償貸付

b. 経過年数が10年未満である施設等の有償譲渡又は有償貸付であつて市町村合併、地域再生等の施策に伴い当該財産処分を行うことが適当であると環境大臣等が個別に認める場合

c. 同一事業を10年以上継続する場合の有償譲渡又は有償貸付

(イ) 地方公共団体以外の者の場合

次に掲げる有償譲渡又は有償貸付に係る財産処分納付金額は、譲渡額又は貸付額（評価額（不動産鑑定額又は減価償却後額）に比して著しく低価である場合には、評価額。）に総事業費に対する国庫補助額の割合を乗じて得た額とする。

a. 経過年数が10年以上である施設等の有償譲渡又は有償貸付であつて、引続き公共事業に使用する場合

b. 経過年数が10年未満である施設等の有償譲渡又は有償貸付であつて、引続き公共事業に使用するもののうち、市町村合併、地域再生等の施策に伴い当該財産処分を行うことが適当であると環境大臣等が個別に認める場合

c. 同一事業を10年以上継続する場合の有償譲渡又は有償貸付

イ. 上限額

処分する施設等に係る国庫補助額に、処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう、以下同じ。）又は貸付年数（処分制限期間内の期間に限る、以下同じ。）の割合を乗じて得た額（以下「残存年数納付金額」という。）を上限額とする。

(2) 残存年数納付金額とする場合

上記(1)以外の有償譲渡又は有償貸付に係る財産処分納付金額は、残存年数納付金額とする。

2. 転用、無償譲渡、無償貸付、交換又は取壊し等

国庫納付に関する条件を付された転用、無償譲渡、無償貸付、交換又は取壊し等の場合の財産処分納付金額は、残存年数納付金額とする。

ただし、財産処分納付金額の算定について別に定めのある場合は、その算定によることができる。

なお、この場合においても、残存年数納付金額を上限とする。

3. 担保に供する処分

抵当権が実行に移された際に納付すべき財産処分納付金の額は、有償譲渡の場合と同額とする（抵当権が実行に移された際に納付）。

環 境 大 臣
〇〇地方環境事務所長 殿

補 助 事 業 者 名

〇〇施設・設備整備費国庫補助金（＊１）により取得した△△施設・設備
に係る財産処分について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）第
２２条に基づき、次のとおりの処分について承認を求めます。

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 所属部署・職名・氏名

担当者 所属部署・職名・氏名

連絡先（電話番号、Eメールアドレス等）

1 処分の種類 (該当するものに○)

(転用 有償譲渡 有償貸付 無償譲渡 無償貸付 交換 抵当権の設定 取壊し又は廃棄)

2 処分の概要

①補助事業者	②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)	③施設(設備)名	④所在地		
⑤施設(設備)種別	⑥建物構造	⑦処分に係る建物延面積	⑧建物延面積の全体		
		造	m ²	m ²	
⑨国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑩国庫補助額全体	⑪総事業費	⑫国庫補助年度	⑬処分制限期間	⑭経過年数
円	円	円	年度	年	年
⑮処分の内容					⑯処分予定年月日
⑰譲渡予定額 (譲渡の場合)	⑱評価額	⑲評価額の算出方法 (いずれかに○)			
円	円	定率法 ・ 定額法 ・ 不動産鑑定額			

3 経緯及び処分の理由

--

4 承認条件としての納付金 (有 無)

- ・→無の場合 (次の承認基準の第3 (国庫納付に関する承認基準) の該当項目に○)
 - 1 地方公共団体 (1)→ (イ (ア) イ (イ) イ (ウ))
 - 2 地方公共団体以外の者 (1)→ (イ(ア)、イ (イ) 、イ(ウ)、イ(エ) ウ、エ、オ (ア) 、オ (イ))
- ・→有の場合 (次の承認基準の第4の1 (有償譲渡又は有償貸付) の該当項目に○)
 - 1 地方公共団体 (1) a、(1) b、(1) c、(2)
 - 2 地方公共団体以外の者 (1) a、(1) b、(1) c、(2)
 - 3 第4の1 (有償譲渡又は有償貸付) 以外 第4の2 第4の3

5 添付資料

- ・対象施設 (設備) の図面 (国庫補助対象部分、面積を明記したもの) 及び写真
- ・国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し (保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可)
- ・その他参考となる資料

(記入要領)

* 1 「〇〇施設・設備整備費国庫補助金」や「国庫補助」等の表記は、補助金等の名称（負担金、交付金、委託費等）にあわせること。

1 処分の種類 いずれか該当するものを○で囲むこと。

2 処分の概要

(1) 「⑤施設（設備）種別」には、国庫補助金交付額確定時の補助対象施設（設備）名又は補助事業に係る施設（設備）名を記載すること。

(2) 「⑥建物構造」欄には、鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、れんが造、石造等建物構造について記入すること。

(3) 「⑮処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。

例：〇〇施設を□□施設に転用。

〇〇施設の一部を転用し、〇〇施設と□□施設に変更。

〇〇施設の余裕部分（〇〇室）を□□事業を行う場所に転用。

〇〇法人〇〇に譲渡し、同一事業で継続。

〇〇設備が故障し修理不能となったため廃棄し、代替設備を自己財源で購入。

(4) 「⑱評価額」欄には、減価償却後の額を記載し、「⑲評価額の算出方法」欄では、当該評価額の算出方法等（定率法、定額法又は不動産鑑定額）を○で囲むこと。

3 経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

なお、地方公共団体が補助事業者等であって財産処分に伴い用途を変更する場合には、処分対象財産に係る更なる需要増が見込めないことなど、地域における関係施策の推進に支障がない旨を確認し、その旨記載すること。

また、補助対象財産が設置されている施設の老朽化による建替えに伴う建替え後の施設に補助対象財産と同等以上の効果を発揮する財産を設置するために補助対象財産の取壊し等を行う場合には、施設の老朽化の状況並びに補助対象財産及び建替え後の施設に設置する財産の効果を具体的に記載すること。

4 承認条件としての納付金

財産処분을承認するに当たり、納付金を国庫に納付する旨の条件が付される場合は「有」に、条件が付されない場合は「無」を○で囲むこと。

その上で、承認を求める財産処分が該当する承認基準中の該当項目の番号を○で囲むこと。

5 添付書類

(1) 対象施設（設備）の全部を譲渡又は貸付する場合には、対象施設（設備）の図面や写真は添付しなくても構わない。

(2) 間接補助事業については、施設（設備）設置者（間接補助事業者）からの財産処分承認申請書の写しを添付すること。

(3) 補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助施設の事業廃止を証明する資料など、経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。

(4) その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。

環 境 大 臣
〇〇地方環境事務所長 殿

補 助 事 業 者 名

〇〇施設・設備整備費国庫補助金（＊1）により取得した△△施設・設備
に係る財産処分の報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第
22条に基づき、次の処分について報告します。

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 所属部署・職名・氏名

担当者 所属部署・職名・氏名

連絡先（電話番号、Eメールアドレス等）

1 処分の種類 (転用 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄)

2 処分の概要

①補助事業者	②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)	③施設(設備)名		④所在地	
⑤施設(設備)種別	⑥建物構造	⑦処分に係る建物延面積	⑧建物延面積の全体		
	造	m ²	m ²		
⑨国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑩国庫補助額全体	⑪総事業費	⑫国庫補助年度	⑬処分制限期間	⑭経過年数
円	円	円	年度	年	年
⑮処分の内容				⑯処分予定年月日	

3 経緯及び処分の理由

--

4 財産処分承認基準通知の第2の2の該当項目 (番号を○で囲む。)

- ・ 地方公共団体 → (1)ア (1)イ (2)
- ・ 地方公共団体以外の者 → (2)

5 添付資料

- ・ 対象施設(設備)の図面(国庫補助対象部分、面積を明記したもの)及び写真
- ・ 国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し(保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可)
- ・ その他参考となる資料

(記入要領)

* 1 「〇〇施設・設備整備費国庫補助金」や「国庫補助」等の表記は、補助金等の名称（負担金、交付金、委託費等）にあわせること。

1 処分の種類 いずれか該当するものを○で囲むこと。

2 処分の概要

(1) 「⑤施設（設備）種別」には、国庫補助金交付額確定時の補助対象施設（設備）名又は補助事業に係る施設（設備）名を記載すること。

(2) 「⑥建物構造」欄には、鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、れんが造、石造等建物構造について記入すること。

(3) 「⑩処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。

例：〇〇施設を□□施設に転用。

〇〇施設の一部を転用し、〇〇施設と□□施設に変更。

〇〇施設の余裕部分（〇〇室）を□□事業を行う場所に転用。

〇〇法人〇〇に譲渡し、同一事業で継続。

〇〇設備が故障し修理不能となったために行う廃棄。

3 経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

なお、地方公共団体が補助事業者等であって財産処分に伴い用途を変更する場合には、処分対象財産に係る更なる需要増が見込めないことなど、地域における関係施策の推進に支障がない旨を確認し、その旨記載すること。

4 財産処分承認基準通知の第2の2の該当項目

承認を求める財産処分が該当する承認基準中の該当項目の番号を○で囲むこと。

5 添付書類

(1) 対象施設（設備）の全部を譲渡又は貸付する場合には、対象施設（設備）の図面や写真は添付しなくても構わない。

(2) 間接補助事業については、施設（設備）設置者（間接補助事業者）からの財産処分承認申請書の写しを添付すること。

(3) 補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助施設の事業廃止を証明する資料など、経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。

(4) その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。

財産処分の制限期間

1. 自動車			
種類	構造又は用途	細目	耐用年数 (年)
車 両 及 び 運 搬 具	特殊自動車（この項には、別表第二 ^注 ）に掲げる減価償却資産に含まれるブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械並びにトラクター及び農林業用運搬機具を含まない。）	消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車及びチップ製造車	5
		モータースノーパー及び除雪車	4
		タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車、霊きゆう車、トラックミキサー、レッカーその他特殊車体を架装したもの	
		小型車（じんかい車及びし尿車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。）	3
	運送事業用、貸自動車業用又は自動車教習所用の車両及び運搬具（前掲のものを除く。）	その他のもの	4
		自動車（二輪又は三輪自動車を含み、乗合自動車を除く。）	
		小型車（貨物自動車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。）	3
		その他のもの	
		大型乗用車（総排気量が三リットル以上のものをいう。）	5
		その他のもの	4
	前掲のもの以外のもの	乗合自動車	5
		自動車（二輪又は三輪自動車を除く。）	
		小型車（総排気量が〇・六六リットル以下のものをいう。）	4
		その他のもの	
貨物自動車			
ダンプ式のもの		4	
その他のもの		5	
報道通信用のもの		5	
その他のもの	6		
2. 電気自動車用充電設備			
建物 附属 設備	電気設備(照明設備を含む。)	蓄電池電源設備	6

注) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表第二

※上記期間内における財産処分（廃棄、売却、無償譲渡、抵当権の設定、目的外使用等）は制限されています。やむを得ない事情で処分せざるを得ない場合は、処分の前に執行団体の承認が必要になります。承認申請手続は十分前もって行うようにしてください。また、使用期間に応じて補助金の一部の返納を指示する場合があります。

環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業 補助金提出資料一覧表（その1）

◎通常申請（補助対象車両を購入する前に申請する場合）

（1）交付申請書提出時（p d f ファイル）

申請書等を提出する前に資料を再確認して、○を記入してください。

項 目		○を 記入
1. 補助金交付申請書	様式第 1	
	様式第 1（その 2 の 1）	
	様式第 1（その 2 の 2）	
	様式第 1（その 3）（誓約書）	
	様式第 1 の 3 及び様式第 1 の 3（その 2）	
2. 申請者が法人の場合	現在事項全部証明書（初回申請時に限る ^注 ）。発行後 3 か月以内のもの）の写し（コピー）	
3. 申請者が個人の場合	住民票（発行後 3 か月以内のもの）又は自動車運転免許証の写し（コピー）	
4. 補助対象経費に係る見積書の写し。充電設備の工事費がある場合には充電設備に係る競争見積書（コピー）		
5. 充電設備に係る認証登録書及び関係図面		
6. 自動車購入契約書の写し（コピー）（納車予定日を明記しているもの）（リース以外の場合に限る）		
7. 自動車賃貸借契約書（契約締結前の場合は契約予定者及び対象物等必要事項が記載されていた契約書（案））の写し（コピー）（リースの場合に限る）		
8. リース料金算定根拠明細書	補助金がリース料金に反映されていることが確認できるもの（リースの場合に限る）	

注）法人の場合、現在事項全部証明書につきましては、初回申請時に提出していただき、以降は不要ですが内容等に変更等ありましたら再提出をお願いいたします。

※ 提出資料が不足している場合には、受付されない場合があります。

※ 電子申請等に伴い提出書類は、p d f ファイルをお願いいたします。

なお、電子申請等の電磁的方法の環境が整っていない場合は、信書便での申請も可能です。

※ 書類作成につきましては十分ご注意願います。

※ 写し（コピー）は鮮明な物をお願いいたします。

(2) 交付決定通知を受け、車両を購入した後の提出書類（p d f ファイル）

項 目		○を 記入
1. 完了実績報告書	様式第 1 0 及び様式第 1 0（その 2）	
2. 補助対象経費に係る請求書の写し（コピー）	補助対象車両の登録番号又は車台番号が記載されていること	
3. 補助対象経費に係る支払いを証する書類（領収証等）の写し（コピー）		
4. 補助対象車両の自動車検査証（自動車検査証記録事項を含む）の写し（コピー）		
5. 自動車賃貸借契約書の写し（リースの場合に限る）		
6. リース料金算定根拠明細書の写し（補助金がリース料金に反映されていること）（リースの場合に限る）		

(3) 交付額確定を受けた後の提出書類（p d f ファイル）

項 目		○を 記入
1. 精算払請求書	様式第 1 3	

(4) 事業報告書の提出書類（p d f ファイル）

項 目		○を 記入
1. 事業報告書	様式第 1 4（年度終了後 3 0 日以内）	
2. 二酸化炭素（CO2）排出量計算表（その 1）	年度終了後 3 0 日以内	
3. 二酸化炭素（CO2）排出量計算表（その 2）	導入車両の登録日を含む 3 か月毎に次月末までに提出	

注）提出資料が不足している場合には、受付されない場合があります。

※ 電子申請等に伴い提出書類は、p d f ファイルでお願いいたします。

なお、電子申請等の電磁的方法の環境が整っていない場合は、信書便での申請も可能です。

※ 書類作成につきましては十分ご注意願います。

※ 写し（コピー）は鮮明な物をお願いいたします。

環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業 補助金提出資料一覧表（その2）

◎実績申請（補助対象車両を購入した後に申請する場合）

(1) 交付申請書兼完了実績報告書提出時（p d f ファイル）

申請書等を提出する前に資料を再確認して、○を記入してください。

項 目		○を 記入
1. 補助金交付申請書兼完了実績報告書	様式第1の2	
	様式第1（その2の1）	
	様式第1（その3）（誓約書）	
	様式第1の3及び様式第1の3（その2）	
2. 申請者が法人の場合	現在事項全部証明書（初回申請時に限る ^{注）} 。 発行後3か月以内のもの）の写し（コピー）	
3. 申請者が個人の場合	住民票（発行後3か月以内のもの）又は自動車運転免許証の写し（コピー）	
4. 補助対象経費に係る見積書の写し（コピー）		
5. 補助対象経費に係る請求書の写し（コピー）	補助対象車両の登録番号又は車台番号が記載されていること	
6. 補助対象経費に係る支払いを証する書類（領収書等）の写し（コピー）		
7. 補助対象車両の自動車検査証（自動車検査証記録事項を含む）の写し（コピー）		
8. 自動車賃貸借契約書の写し（コピー）（リースの場合に限る）		
9. リース料金算定根拠明細書（補助金がリース料金に反映されていること）（リースの場合に限る）		
10. 精算払請求書	様式第13	

注) 法人の場合、現在事項全部証明書につきましては、初回申請時に提出していただき、以降は不要ですが内容等に変更等ありましたら再提出をお願いいたします。

※ 提出資料が不足している場合には、受付されない場合があります。

※ 電子申請等に伴い提出書類は、p d f ファイルをお願いいたします。

なお、電子申請等の電磁的方法の環境が整っていない場合は、信書便での申請も可能です。

※ 書類作成につきましては十分ご注意願います。

※ 写し（コピー）は鮮明な物をお願いいたします。

(2) 事業報告書の提出書類 (pdfファイル)

項 目		○を 記入
1. 事業報告書	様式第14 (年度終了後30日以内)	
2. 二酸化炭素 (CO2) 排出量計算表 (その1)	年度終了後30日以内	
3. 二酸化炭素 (CO2) 排出量計算表 (その2)	導入車両の登録日を含む3か月毎に次 月末までに提出	

注) 提出資料が不足している場合には、受付されない場合があります。

※) 電子申請等に伴い提出書類は、pdfファイルでお願いいたします。

なお、電子申請等の電磁的方法の環境が整っていない場合は、信書便での申請も可能です。

※) 書類作成につきましては十分ご注意願います。

リース料金算定根拠明細書

申請者

氏名又は名称

車名	:	
型式	:	
登録番号	:	
貸与先	:	
貸与月数	:	ヶ月

単位:円 消費税抜き

項目	通常料金	補助金適用料金	備考
車両価格			
補助金			
小計(①)			
諸税等			
金利等			
小計(②)			
残存価格(③)			
合計(①+②-③)			
リース料月額			

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者(所属部署・職名・氏名)
	電話番号
	Eメールアドレス @
担当者 連絡先	担当者(所属部署・職名・氏名)
	住所 〒 -
	電話番号
	Eメールアドレス @

二酸化炭素(CO2)排出量計算表(その1)

別添

登録番号	
導入車両車名	
導入車両型式	

会社名 : _____
 貸渡先 (_____)
 担当者名 : _____
 電話番号又は _____
 メールアドレス : _____

(HV(ハイブリッド自動車))※プラグインハイブリッド自動車を除く

	導入車両の令和5年度の使用状況	導入車両の令和6年度の使用状況	備考
使用開始日	令和 月 日		新規登録日付もしくはそれ以降に運送事業での利用を開始した日(いずれか遅い方)の日付を記入してください。
導入車両の各年度の走行距離(km)①	km	km	令和5年度は補助対象車両の登録日から令和6年3月31日までの走行距離(注2)を記入し、令和6年度は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの走行距離(注2)を記入してください
導入車両の各年度の燃料使用量(ℓ)②	ℓ	ℓ	令和5年度は補助対象車両の登録日から令和6年3月31日までの走行距離(注2)を記入し、令和6年度は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの走行距離(注2)を記入してください
導入車両の年間平均燃費③	km/ℓ	km/ℓ	①÷②により導入車両の平均燃費が計算され表示されます。
標準車両の燃費④	km/ℓ	km/ℓ	補助対象自動車を購入したとき、代替されたディーゼル車があった場合には、そのディーゼル車の実走行燃費を、代替されるディーゼル車がなかった場合は、所有している自動車の中で、導入する補助対象自動車と同格(注4)又は同格に最も近いと思われるディーゼル車の実走行燃費を記入すること。
標準車両におけるCO2排出係数⑤	kg-CO2/ℓ	2.58	排出係数とは、燃料1ℓから何kgのCO2が排出されるかを示す係数です。標準車両の使用する燃料がガソリンであれば2.32、軽油であれば2.58を記入してください。
導入車両におけるCO2排出係数⑥	kg-CO2/ℓ	2.58	排出係数とは、燃料1ℓから何kgのCO2が排出されるかを示す係数です。標準車両の使用する燃料がガソリンであれば2.32、軽油であれば2.58を記入してください。
標準車両の年間CO2排出量⑦	tCO2	tCO2	①÷④×⑤÷1,000
導入車両の年間CO2排出量⑧	tCO2	tCO2	①÷③×⑥÷1,000
CO2削減量	tCO2	tCO2	標準車両の年間CO2排出量⑦から導入車両の年間CO2排出量⑧を引くことで、年間(年度途中で導入の場合は、そこから年度末までの間)のCO2削減量を計算することができます。

*社名の()はリース貸渡し先を記載

注1. 上記様式は、当該年度末及びその後の1年間について必ず作成し、そのコピーを交付規程様式第15事業報告書と共に提出してください。

PHVについて日常的に充電を行って使用していた場合は、EV用の計算表で計算した削減量と本表の削減量の平均値を事業報告書に記載してください。

注2. 燃費改善効果及び二酸化炭素削減効果を把握することが、当該補助金の目的であり、事業報告書を提出しない場合は、補助金の返還もあり得ます。

注3. 補助対象車両が複数場合は、本表を台数分提出してください。

注4. 導入車両と同規模かつ同仕様の車両をいう。(例：導入車両が2トンHV塵芥車の場合2トンディーゼル塵芥車、導入車両が3トンHVボルトカーの場合3トンディーゼルボルトカー)

二酸化炭素(CO2)排出量計算表(その2)

別添

(ハイブリッド自動車)※プラグインハイブリッド自動車を除く

会社名 _____

貸渡し先 (_____)

担当者名 _____

電話番号又はメールアドレス: _____

燃料の種類	ガソリン / 軽油
-------	-----------

※以下のいずれかに○

(月別走行実態)

登録番号	1号車:	2号車:
右のいずれかに○→	燃料の種類 : ガソリン / 軽油	燃料の種類 : ガソリン / 軽油
令和5年度	走行キロ(km)	走行キロ(km)
4月	燃費(km/ℓ)	燃費(km/ℓ)
5月	燃料使用量(ℓ)	燃料使用量(ℓ)
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
年度計		

* 会社名の()はリース貸渡し先を記載する。

交付申請書等記入例

通常申請

(車両購入前に申請する場合)

車両購入前に申請する場合（以下（通常申請）という）および 申請者自ら所有する（リースも含む）場合の記入例

◎通常申請する場合

充電設備を車両と同時申請する場合は4, 5に○を記入してください。

(1) 交付申請書提出時

申請書等を提出する前に資料を再確認して、○を記入してください。

項 目	○を 記入	
1. 補助金交付申請書	様式第1（押印廃止）	○
	様式第1（その2の1）	○
	様式第1（その2の2）	○
	様式第1（その3）（誓約書）	○
	様式第1の3及び様式第1の3（その2）（抵当権の設定ありの場合に限る）	
2. 申請者が法人の場合	現在事項全部証明書（初回申請時に限る ^{注)} 。発行後3か月以内のもの）の写し（コピー）	○
3. 申請者が個人の場合	住民票（発行後3か月以内のもの）又は自動車運転免許証の写し（コピー）	
4. 補助対象経費に係る見積書の写し。充電設備の工事費がある場合には充電設備に係る競争見積書（コピー）		○
5. 充電設備に係る認証登録書及び関係図面		○
6. 自動車購入契約書の写し（コピー）（納車予定日を明記しているもの）（リース以外の場合に限る）		○
7. 自動車賃貸借契約書（契約締結前の場合には契約予定者及び対象物等必要事項が記載されていた契約書（案））の写し（コピー）（リースの場合に限る）		○
8. リース料金算定根拠明細書	補助金がリース料金に反映されていることが確認できるもの（リースの場合に限る）	○

注) 法人の場合、現在事項全部証明書につきましては、初回申請時に提出していただき、以降は不要ですが内容等に変更等ありましたら再提出をお願いいたします。

※ 提出資料が不足している場合には、受付されない場合があります。

※ 電子申請等に伴い提出書類は、pdfファイルをお願いいたします。

なお、電子申請等の電磁的方法の環境が整っていない場合は、信書便での申請も可能です。

※ 書類作成につきましては十分ご注意願います。

※ 写し（コピー）は鮮明な物をお願いいたします。

補助対象車両を購入する前に申請する場合の記入例

様式第1(第5条関係)

番号は申請者の任意です。
(決裁番号があれば記入)
必ず、申請日を記載します。

第 号
令和5年7月30日

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
会長 内藤 政彦 殿

住所は都道府県名から記載します。

役職名を忘れないで下さい。
(現在事項全部証明書と同じ)

申請者^{注1} 住 所 〒160-****東京都新宿区四谷〇丁目◇番
氏名又は名称 有限会社 輸送技術商会
代表者役職・氏名 代表取締役 輸送 一郎
(貸渡し(リースの場合))

リースの場合はリース会社が申請者となります。

令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)交付申請書

令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)交付規程(以下「交付規程」という。)の規定により上記補助金の交付について

様式第1(その2の1)(車両)
(3)の支出予定額の台数分記載します。

様式第1(その2の2)(充電設備)
(3)-1×台数+(3)-2の支出予定額を記載します。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行
様式第1(その2の1)(車両)(6)
の交付申請額を記載します。

- 記
- 1 補助事業の目的及び内容 様式第1(その2の1)及び(その2の2)のとおり
 - 2-1 補助対象経費^{注2} 金 43,000,000
 - 2-2 補助対象経費^{注2} 金 2,000,000
 - 3-1 補助金交付申請額^{注2} 金
 - 3-2 補助金交付申請額^{注2} 金 1,000,000 円
 - 4 補助事業の開始及び完了予定年月日 交付決定の日 ~ 令和6年2月28日
 - 5 補助対象車両及び用途(該当する欄に○を付す。)

様式第1(その2の2)(充電設備)
(7)の交付申請額を記載します。

環境配慮型先進トラック		環境配慮型先進バス	
ハイブリッド自動車	トラックを事業の用に供する者	電気自動車	バスを事業の用に供する者
	トラックの貸渡し(リース)を業とする者 ^{注3}		バスの貸渡し(リース)を業とする者 ^{注4}
天然ガス自動車	トラックを事業の用に供する者	ハイブリッド自動車	バスを事業の用に供する者
	トラックの貸渡し(リース)を業とする者		バスの貸渡し(リース)を業とする者 ^{注4}

補助対象車両の登録予定日又は充電設備の導入日(工事完了日)のうち遅い日です(不明の場合は3月4日)。

該当するものに○を付けてください。

6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者(所属部署・職名・氏名) 企画部長 輸送 三郎	} 本申請に係る社内責任者・担当者の連絡先等を記載してください。
	電話番号 123-456-7892	
	Eメールアドレス 0123456@yuso.c*m	
担当者 連絡先	担当者(所属部署・職名・氏名) 企画部 主任 輸送 太郎	}
	住所 〒160-**** 東京都新宿区四谷〇丁目◇番地	
	電話番号 123-456-7891	
	Eメールアドレス 987654yuso.c*m	

7 添付資料 交付規程別紙2の1に記載の書類

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で申請する場合は、代表事業者が申請すること。
注2 様式第1(その2の1)及び(その2の2)に記載されている台数分の合計額を記載すること。
注3 トラックを事業の用に供する者に貸し渡す者に限る。
注4 バスを事業の用に供する者に貸し渡す者に限る。

車両を導入する前に申請する場合の記入例

様式第1(その2の1)

環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業実施計画書(車両)

リースを利用する場合の補助対象車両使用者(貸渡し先)	氏名又は名称 住所:	申請者がリース会社の場合にのみ記載します。
台数が多い場合は、別添資料と記載してください。	登録番号(車両登録済の場合)	別添資料
	単台番号(車両登録済の場合)	
補助対象車両(環境配慮型先進車) *該当する区分に○を付す。	車名 ^{注1} : ***×○ 通称名 ^{注1} : ジャタ 型式 ^{注1} : JA-TA 環境配慮型先進車の種類*: EV PHV (HV) 区分*: <u>トラック</u> バス 台数 ^{注2} : 2台 抵当権の有無*: 有 <u>無</u> 本事業(補助対象車両の導入)に係る本補助金以外の国の補助金の交付又は交付申請の有無*: 有 <u>無</u>	補助対象車両の種類(EV、PHV、HV、NGV等)型式が同じ場合は、台数分を記入できます。 ※型式が同じで補助対象経費が異なる場合は、異なる台数分様式第1(その2の1)を作成してください。
所要経費		金額
(1)補助対象経費(補助対象車両価格) ^{注3}		22,500,000円
(2)寄付金、補助金その他の収入		1,000,000円
(3)補助対象経費支出予定額((1)-(2))		21,500,000円
(4)基準額 ^{注4}		3,750,000円
(5)補助金所要額 (3)と(4)を比較して少ない方の額(算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)		3,750,000円
(6)補助金交付申請額((5))		7,500,000円

注1 交付規程別表注1に
注2 車名、型式、環境配 **車種別、型式別に事前登録されている金額です。** び型式であること。
が同じ車両の申請台数を記載
する(交付規程第5条第1項において補助対象車両を既に補助対象車両を購入済みである場合を除く)。
なお、種類等が異なる場合は、本様式(その2の1)を複数枚記載して添付する。

注3 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としない。

注4 交付規程別表注2の規定により算定した額とする。その際、架装物等動力構造以外の部分の変更に係る費用を除いて実施要領別表第3欄に掲げる経費を算定した場合は、これら費用の内訳に係る資料を添付するものとする。

充電設備を導入する前に申請する場合の記入例

様式第1(その2の2)

環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業実施計画書(充電設備)

充電機器	メーカー名 ^{注1} : ○○○ 型 式 ^{注1} : B-HJU 製造番号 ^{注1} : 出力電力 ^{注1} : 15 kW 認証登録 ^{注4} : <u>JARI</u> CHAdeMO その他 台 数: 2 台	補助対象機器の台数を記入します。
所要経費		金額
(1)-1 補助対象経費(充電機器・1台) ^{注2}	1台分を記載して下さい。	500,000円
(2)-1 寄付金、補助金その他の収入		0円
(3)-1 補助対象経費支出予定額(「(1)-1」-「(2)-1」)		500,000円
(4)-1 基準額 ^{注3}		250,000円
(5)-1 補助金所要額(補助金交付申請額) (3)-1 と(4)-1 を比較して少ない方の額(算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)	補助対象機器の台数分の合計金額を記入します。	250,000円
(6)-1 補助金交付申請額・充電機器((5)-1×台数)		500,000円
(1)-2 補助対象経費(工事費・全体) ^{注2}		1,000,000円
(2)-2 寄付金、補助金その他の収入	工事費は補助対象機器の金額(台数分)を上限とする。	0円
(3)-2 補助対象経費支出予定額(「(1)-2」-「(2)-2」)		1,000,000円
(4)-2 基準額 ^{注3}		500,000円
(5)-2 補助金所要額(補助金交付申請額) (3)-2 と(4)-2 を比較して少ない方の額(算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする)		500,000円
(6)-2 補助金交付申請額・工事費((5)-2)		500,000円
(7) 補助金交付申請額・充電設備(「(6)-1」+「(6)-2」)		1,000,000円

注1 充電設備メーカーが定める型式等をそれぞれ記載する。

注2 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としない。

注3 交付規程別表注3により算定した額とする。

注4 該当する認証登録機関に○を付す。

誓約書の記入例

様式第1(その3)

令和5年7月30日

誓 約 書

必ず申請日を記載して下さい。

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
会 長 内 藤 政 彦 殿

住所は都道府県名から記載します。

申請者と同一です。

リースの場合は、リース会社
が申請者となります。

申請者 住所 〒160-****東京都新宿区四谷〇丁目◇番地
氏名又は名称 有限会社 輸送技術商会
代表者職・氏名 代表取締役 輸送一郎

〔国の補助金に関する事項〕

本申請において申請する補助対象車両の導入について、本補助金の交付決定を受けた後は、新たに本補助金以外の国からの補助金の交付について申請しません。

〔暴力団排除に関する事項〕(申請者が地方自治体である場合を除く。)

私(申請者が法人である場合は申請法人)は、補助金の交付を申請するに当たり、また、補助事業の実施期間内及び完了後においても、下記事項について誓約します。この誓約が虚偽で有り、又はこの誓約に反したことにより、私が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 私は、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)ではありません。かつ、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではありません。
- (2) 私の法人の役員等(法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)は、暴力団員ではありません。
- (3) 私及び私の法人の役員等は、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しません。
- (4) 私及び私の法人の役員等は、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しません。
- (5) 私及び私の法人の役員等は、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を持ちません。

抵当権が設定されている場合の記入例

様式第1の3(第5条及び第8条関係)

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
会長 内藤 政彦 殿

第 号
令和5年7月30日

番号は申請者の任意です。
(決裁番号があれば記入)
申請日を記載して下さい。

交付申請者と同一です。

申請者 住 所 〒160-****東京都新宿区四谷〇丁目◇番地
氏名又は名称 有限会社 輸送技術商会
代表者役職・氏名 代表取締役 輸送一郎
(貸渡し先(リースの場合))

役職名を忘れないでください。
(現在事項全部証明書と同じ)

令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)により取得する補助対象車両に係る財産処分(抵当権の設定)について

標記について、令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)交付規程第5条第2項及び第8条十一号に基づき、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」(改正平成30年6月1日付環境会発第1806015号大臣官房会計課長通知)第2の1に準じて、様式第1の3(その2)のとおり処分について承認を求めます。

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者(所属部署・職名・氏名) 企画部長 輸送 三郎
	電話番号 123-456-7892
	Eメールアドレス 0123456@yuso.c*m
担当者 連絡先	担当者(所属部署・職名・氏名) 企画部 主任 輸送 太郎
	住所 〒160-**** 東京都新宿区四谷〇丁目◇番地
	電話番号 123-456-7891
	Eメールアドレス 987654@yuso.c*m

本件に係る社内責任者・担当者の連絡先等を記載してください。

処分の種類等の（抵当権の設定）記入例

様式第1の3(その2)

1 処分の種類（ 転用 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄 **（抵当権の設定）** ）

2 処分の概要

間接補助事業者 ※リースを利用する場合にあっては、リース事業者名			所在地 ※リースを利用する場合にあっては、貸し渡し先使用者の氏名		
環境配慮型先進自動車の車名・型式等を記載します。			自動車検査証の登録番号及び車台番号を記載します。		
車種			登録番号及び車台番号		
*****			AA-BB		
補助年度	補助金交付申請額	総事業費 (補助対象経費)	処分制限期間 (A) (注)	経過年数 (B)	残存年数 (A-B)
令和5年	7,500,000円	43,000,000円	5年	0年	5年
経緯及び処分の理由					処分(抵当権の設定)予定年月日
【例文】 ※補助財産を取得する資金確保のため。 ※補助事業者の事業の資金繰りのため(当該抵当権を認めなければ事業の継続ができず、かつ返済の見込みがあるもの)。 ※交付申請日を記入					令和5年9月30日

注 処分制限期間(A)は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)において定める期間とすること。

交付申請日を記載します。

抵当権設定日を記載します。

リース料金算定根拠明細書の記入例

リース料金算定根拠明細書

申請者氏名又は名称 株式会社輸送リース

車名	:	〇〇自動車
型式	:	**
登録番号	:	練馬
貸与先	:	株式会社 JATA運輸
貸与月数	:	60ヶ月

本資料63頁に掲載している財産処分の制限期間の耐用年数(年)に記載されている期間以上として下さい。

単位:円 消費税抜き

項目	通常料金	補助金適用料金	備考
車両価格	5,000,000	5,000,000	
補助金	0	360,000	
小計(①)	5,000,000	4,640,000	
諸税等	70,000	70,000	自動車税、取得税等 がリース契約に含ま れているときに記載。
金利等	130,000	125,000	
小計(②)	200,000	195,000	通常料金から補助金適用 料金を引いた額が補助金 額で以上であること。
残存価格(③)	900,000	900,000	
合計(①+②-③)	4,300,000	3,935,000	
リース料月額	71,666	65,583	リース契約書と同 額であること。

責任者 連絡先	責任者(所属部署・職名・氏名) 企画部 課長 輸送 次郎
	電話番号 987-654-32102
	Eメールアドレス abcdef@rease.jata
担当者 連絡先	担当者(所属部署・職名・氏名) 企画部 輸送 四郎
	住所 〒160-**** 東京都新宿区四谷〇
	電話番号 987-654-32113
	Eメールアドレス mnbnc@rease.jata

本申請に係る責任者・担当者の連絡先等記載してください。

完了実績報告書記入例

通常申請(車両購入前に交付申請)する場合に、この完了実績報告書は車両購入後に提出します。

完了実績報告書の記入例

様式第10(第11条関係)

番号は申請者の任意です。

第 号
令和6年1月15日

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
会長 内藤 政彦 殿

住所は都道府県名から記載します。

報告日を記載します。

補助事業者^注
リースの場合はリース事業者
(申請者)が報告します。

住所 〒160-**** 東京都新宿区四谷〇丁目◇番地
氏名又は名称 有限会社 輸送技術商会
代表者役職・氏名 代表取締役 輸送 一郎
(貸渡し(リースの場合))

JATA が通知した「交付決定通知書」の
年月日及び決裁番号を記載します。

令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)完了実績報告

役職名を忘れないで下さい。
(現在事項全部証明書と同じ)

令和5年8月30日付け輸技協事環ト第5-***号で交付決定の通知を受けた令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)を完了(中止・廃止)しましたので、令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)交付規程第11条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

JATAが通知した「交付決定通知書」に記載されている年月日決裁番号および交付決定額を記載します。(参考)

1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日
 導入車両 金 7,500,000 円 (令和5年8月30日 輸技協事環ト第5-***号)
 充電設備 金 1,000,000 円 (令和5年8月30日 輸技協事環ト第5-***号)
 (うち消費税及び地方消費税相当額 円)

2 補助事業の実施状況及び補助金の経費収支実績
様式第10(その2の1、その2の2)に記載のとおり

3 補助事業の実績期間 令和5年8月30日 ~ 令和6年1月10日

4 添付資料
 (1) 補助事業の実績状況及び補助金の経費収支
 (2) 規程別紙2の2(1)~(4)に記載の書類
 (3) リース料金算定根拠明細書(補助金がリース料
 (リースの場合に限る))

交付決定日から補助対象車両の自動車検査証の
初度登録日又は充電設備工事完了日のうち遅い
年月日を記載します。

5 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者(所属部署・職名・氏名) 企画部長 輸送 三郎	本報告に係る社内責任者・担当者の連絡先等を記載してください。
	電話番号 123-456-7892	
	Eメールアドレス 0123456@yuso.c*m	
担当者 連絡先	担当者(所属部署・職名・氏名) 企画部 主任 輸送 太郎	
	住所 〒160-**** 東京都新宿区四谷〇丁目◇番地	
	電話番号 123-456-7891	
	Eメールアドレス 987654@yuso.c*m	

注 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

同一申請で複数台数申請の場合の記入例（車両）

様式第10(その2の1)

環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業実施報告書(車両)

リースを利用する場合の補助対象車両使用者(貸渡し先)	氏名又は名称: 住所:	申請者がリース会社の場合にのみ記載します。
自動車検査証の記載内容を記載します。 補助対象車両(環境配慮型先進車) *該当する区分に○を付す。	登録番号: 車台番号: 車名 ^{注1} :***** 通称名 ^{注1} :ユソー 型式 ^{注1} :AA-BB 台数 ^{注4} :2台 環境配慮型先進車の種類*: EV (HV) PHV NGV 区分*: (トラック) バス 抵当権の有無*: (有) 無	別添資料 台数が多い場合は、別添資料と記載してください。
所要経費		金額
(1)補助対象経費(補助対象車両価格) ^{注2}		22,500,000円
(2)寄付金、補助金その他の収入		1,000,000円
(3)補助対象経費支出予定額((1)-(2))		21,500,000円
(4)基準額 ^{注3}		3,750,000円
(5)補助金所要額 (3)と(4)を比較して少ない方の額(算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)		3,750,000円
(6)補助金交付決定額		3,750,000円
(7)補助金交付確定額 (5)と(6)を比較して少ない方の額		3,750,000円

注1 交付規程別表注1に規定する車両情報の登録を行っている車名、通称名、型式を記載すること。
 注2 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としない。また、交付決定にあたり交付規程第8条第二号の規定に基づく条件が付されている場合は、一般の競争に付した結果による額(同号ただし書きの規定により指名競争又は随意契約によった場合においては、その額)を記載する。
 注3 交付規程別表注2の規定により算定した額とする。その際、架装物等動力構造以外の部分の変更に係る費用を除いて実施要領別表第3欄に掲げる経費を算定した場合は、これら費用の内訳に係る資料を添付するものとする。
 注4 車名、型式、環境配慮型先進車の種類、区分(以下「区分等」という。)が同じ車両の申請台数を記載する(交付規程第5条第1項において補助対象車両を既に補助対象車両を購入済みである場合を除く)。なお、種類等が異なる場合は、本様式(その2の1)を複数枚記載して添付する。

別添資料の記入例（車両の場合）

完了実績報告書：複数台数を一度に報告する場合（別添資料）

導入車両の登録番号	品川〇〇〇あ 1234	品川〇〇〇あ 1235	
導入車両の車台番号	〇◇▽-123456	〇◇▽-123457	
所要経費	金額(円)	金額(円)	金額(円)
(1)補助対象経費 (補助対象車両価格)	22,500,000 円	22,500,000 円	45,000,000 円
(2)寄付金、補助金その 他の収入	1,000,000 円	1,000,000 円	2,000,000 円
(3)補助対象経費支出予 定額((1)-(2))	21,500,000 円	21,500,000 円	43,000,000 円
(4)基準額	3,750,000 円	3,750,000 円	7,500,000 円
(5)補助金所要額	3,750,000 円	3,750,000 円	7,500,000 円
(6)補助金交付決定額	3,750,000 円	3,750,000 円	7,500,000 円
(7)補助金交付確定額	3,750,000 円	3,750,000 円	7,500,000 円

同一申請で充電設備等申請の場合の記入例（充電設備の場合）

様式第10（その2の2）

環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業実施報告書（充電設備）

充電機器	メーカー名 ^{注1} :○○○ 型式 ^{注1} :B-HJU 製造番号 ^{注1} :000001,000002 出力電力 ^{注1} : 15 kW 認証登録 ^{注4} : <u>JARI</u> CHAdeMO その他 台数: 2台	充電設備の仕様及び台数を記載して下さい。 別添資料 複数台ある場合で記載できない場合は、別添資料と記載して下さい。
	所要経費	
(1)-1 補助対象経費(充電機器・1台) ^{注2}		500,000円
(2)-1 寄付金、補助金その他の収入		0円
(3)-1 補助対象経費支出予定額(「」)	1台分を記載して下さい。	500,000円
補助対象機器の台数分の合計金額を記入します。	補助金交付申請額	250,000円
(5)-1 補助金交付申請額(「(3)-1」)	比較して少ない方の額(算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)	250,000円
(6)-1 補助金交付申請額・充電機器((5)-1×台数)		500,000円
(1)-2 補助対象経費(工事費・全体) ^{注2}		1,000,000円
(2)-2 寄付金、補助金その他の収入		0円
(3)-2 補助(台数分)を上限とする。「(2)-2」	工事費は補助対象機器の金額	1,000,000円
(4)-2 基準額 ^{注3}		500,000円
(5)-2 補助金所要額(補助金交付申請額) (3)-2 と(4)-2 を比較して少ない方の額(算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする)		500,000円
(6)-2 補助金交付申請額・工事費((5)-2)		500,000円
(7) 補助金交付申請額・充電設備(「(6)-1」+「(6)-2」)		1,000,000円

注1 充電設備メーカーが定める型式等をそれぞれ記載する。

注2 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としない。

注3 交付規程別表注3により算定した額とする。

注4 該当する認証登録機関に○を付す。

別添資料の記入例（充電設備の場合）

完了実績報告書：複数台数を一度に報告する場合（別添資料）

メーカー名：〇〇〇

型式：B-HJU

台数： 2 台

	充電機器 ^{注1}	工事費 ^{注2}	合計
所要経費	金額(円)	金額(円)	金額(円)
(1)補助対象経費 (補助対象経費・工事費)	* 1,000,000 円	1,000,000 円	2,000,000 円
(2)寄付金、補助金その他の収入	0 円	0 円	0 円
(3)補助対象経費支出予定額 (1)－(2))	1,000,000 円	1,000,000 円	2,000,000 円
(4)基準額 (3)×1/2	500,000 円	500,000 円	1,000,000 円
(5)補助金所要額 (補助金交付申請額) (3)と(4)を比較して少ない方の額(算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)	500,000 円	500,000 円	1,000,000 円
(6)補助金交付決定額	500,000 円	500,000 円	1,000,000 円
(7)補助金交付確定額 (5)と(6)を比較して少ない方の額	500,000 円	500,000 円	1,000,000 円

注1 充電機器の台数分の合計金額を記載する。

注2 工事費は、充電機器の導入台数分に係る工事費を記載する。ただし、充電機器の(1)補助基本額(補助対象経費)(*欄の金額)を上限值とする。

令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業) 交付決定通知書

補助事業者 有限会社 輸送技術商会
代表取締役 輸送 一郎 殿
(貸渡し先(リースの場合))

令和5年7月30日付けで交付申請のあった二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)については、令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業) 交付規程(令和5年5月31日輸技協事環ト第5-4号。以下「交付規程」という。)第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、通知する。

令和5年8月30日

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
会 長 内 藤 政 彦

記

- 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、令和5年7月30日交付申請のとおりである。
- 補助対象経費及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容を変更する場合 において、補助対象経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。

補助対象経費 (導入車両)	金	43,000,000円
補助対象経費 (充電設備)	金	2,000,000円
交付決定額 (導入車両)	金	7,500,000円
交付決定額 (充電設備)	金	1,000,000円
- 事業内容の変更等特段の事情がない限り、交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限とする。
- 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業) 交付要綱(改正 令和5年3月31日環水大自発第2303311号、(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業) 実施要領(改正 令和5年3月31日環水大自発第2303312号)及び交付規程に従わなければならない。
- この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は令和 年 月 日とする。
- 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後に において精算減額または返還を行うこととする。

7 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者(所属部署・職名・氏名) ○▽◆ ▼◆
	電話番号 03-683○-++++
	Eメールアドレス ○▽◆@ataj.or.jp
担当者 連絡先	担当者(所属部署・職名・氏名) ▽◆○ ◆□
	住所 〒 160-**** 東京都昭島市○▽□***
	電話番号 042-54+-****
	Eメールアドレス ▽◆○@ataj.or.jp

交付申請書兼完了実績 報告書記入例

実績申請

(車両購入後に申請する場合)

車両購入後に申請する場合（以下（実績申請）という）及び リース業者が申請者となる場合の記入例

◎実績申請する場合

（１）交付申請書兼完了実績報告書提出時

申請書等を提出する前に資料を再確認して、○を記入してください。

項 目		○を記入
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> ★枠内の誓約書は「車両購入前」に申請（通常申請）する場合と共通のため、記載例は省略します。 </div>	1. 補助金交付申請書兼完了実績報告書	
	様式第1の2	○
	様式第1（その2の1） ※複数台数を一度に申請する場合 （別添資料）	○
	様式第1（その3）（誓約書）	○
	様式第1の3及び様式第1の3 （その2）（抵当権の設定ありの場合に限る）	
2. 申請者が法人の場合	現在事項全部証明書（初回申請時に限る ^{注)} 。 発行後3か月以内のもの）の写し（コピー）	○
3. 申請者が個人の場合	住民票（発行後3か月以内のもの）又は自動車 運転免許証の写し（コピー）	
4. 補助対象経費に係る見積書の写し（コピー）		○
5. 補助対象経費に係る請求書の写し（コピー）	補助対象車両の登録番号又は車台番号が記載されていること	○
6. 補助対象経費に係る支払いを証する書類 （領収書等）の写し（コピー）		○
7. 補助対象車両の自動車検査証（自動車検査証記録事項を含む）の写し（コピー）		○
8. 自動車賃貸借契約書の写し（コピー）（リースの場合に限る）		○
9. リース料金算定根拠明細書（補助金がリース料金に反映されていること）（リースの場合に限る）		○
10. 精算払請求書	様式第13	○

注) 法人の場合、現在事項全部証明書につきましては、初回申請時に提出していただき、以降は不要ですが内容等に変更等ありましたら再提出をお願いいたします。

※ 提出資料が不足している場合には、受付されない場合があります。

※ 電子申請等に伴い提出書類は、pdfファイルをお願いいたします。

なお、電子申請等の電磁的方法の環境が整っていない場合は、信書便での申請も可能です。

※ 書類作成につきましては十分ご注意願います。

※ 写し（コピー）は鮮明な物をお願いいたします。

同一申請で複数台数申請の場合の記入例（車両）

様式第1(その2の1)

環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業実施計画書(車両)

リースを利用する場合 の補助対象車両使用者 (貸渡し先)	氏名又は名称 住所:	申請者がリース会社の場合にのみ記載します。
補助対象車両の種類 (EV、PHV、HV、NGV等) 型式が同じ場合は、台数 分を記入できます。 ※型式が同じで補助対象 経費が異なる場合は、異 なる台数分様式第1(その 2の1)を作成してくださ い。	登録番号: 車台番号: 車名 ^{注1} : ***×○ 通称名 ^{注1} : ジャタ 型式 ^{注1} : JA-TA 環境配慮型先進車の種類*: EV PHV (HV) NGV 区分*: (トラック) バス 台数 ^{注2} : 3台 抵当権の有無*: 有 (無) 本事業(補助対象車両の導入)に係る本補助金以外の国の補助金の 交付又は交付申請の有無*: 有 (無)	

所要経費	金額
(1)補助対象経費(補助対象車両価格) ^{注3}	5,000,000円
(2)寄付金、補助金その他の収入	0円
(3)補助対象経費支出予定額	5,000,000円
(4)基準額 ^{注4}	360,000円
(5)補助金所要額 (3)と(4)を比較して少ない方の額(算出された額に1,000円未 満の端数があつた場合には、これを切り捨てるものとする。)	360,000円
(6)補助金交付額((5)×台数)	1,080,000円

- 注1 交付規程別表2-1-1で規定する車両情報に記載されている車名、通称名及び型式であること。
- 注2 車名、型式、環境配慮型先進車の種類、区分(以下「区分等」という。)が同じ車両の申請台数を記載する(交付規程別表2-1-1において補助対象車両を既に補助対象車両を購入済みである場合を除く)。なお、種類等が異なる場合は、本様式(その2の1)を複数枚記載して添付する。
- 注3 補助対象経費に消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象経費に算入しない。
- 注4 交付規程別表注2-1-1により算定した額とする。その際、架装物等動力構造以外の部分の変更に係る費用を除いて実施計画書の注3欄に掲げる経費を算定した場合は、これら費用の内訳に係る資料を添付するものとする。

車種別、型式別に事前登録されている金額です。

別添資料の記入例（車両の場合）

複数台数を一度に申請する場合（別添資料）

番号	登録番号	車台番号
1	品川〇〇さ◇◇◇	+++ - 1 2 3 4 5
2	品川〇〇し◇◇◇	+++ - 1 2 3 4 6
3	練馬〇〇し◇◇◇	+++ - 1 2 3 4 7
4		
5		
6		

リース料金算定根拠明細書

申請者氏名又は名称 株式会社輸送リース

車名	〇〇自動車
型式	本資料63頁に掲載している財産処分の制限期間の耐用年数(年)に記載されている期間以上として下さい。
登録番号	
貸与先	
貸与月数	60ヶ月

単位:円 消費税抜き

項目	通常料金	補助金適用料金	備考
車両価格	5,000,000	5,000,000	
補助金	0	360,000	
小計(①)	5,000,000	4,640,000	自動車税、取得税等 がリース契約に含ま れているときに記載。
諸税等	70,000	70,000	
金利等	130,000	125,000	通常料金から補助金適用 料金を引いた額が補助金 額で以上であること。
小計(②)	200,000	195,000	
残存価格(③)	900,000	900,000	
合計(①+②-③)	4,300,000	3,935,000	
リース料月額	71,666	65,583	リース契約書と同 額であること。

責任者 連絡先	責任者(所属部署・職名・氏名)	企画部 課長 輸送 次郎
	電話番号	987-654-32102
	Eメールアドレス	abcdef@rease.jata
担当者 連絡先	担当者(所属部署・職名・氏名)	企画部 輸送 四郎
	住所	〒160-**** 東京都新宿区四谷〇
	電話番号	987-654-32113
	Eメールアドレス	mnbncv@rease.jata

本申請に係る責任者・担当者の連絡先等記載してください。

精算請求書の記入例

様式第13(第13条関係)

番号は申請者の任意です。
 決裁番号等あれば記載します。

令和 第 年 月 日

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
 会長 内藤 政彦 殿

実績申請の場合は申請日は空欄のままをお願いします。
 通常申請の場合は送付日を記載します。

リースの場合はリース
 事業者が請求する。

補助事業者^注 住所 〒160-**** 東京都新宿区四谷〇丁目◇番地
 氏名又は名称 有限会社 輸送技術商会
 代表者役職・氏名 代表取締役 輸送 一郎

役職名を忘れないでください。
 (現在事項全部証明書と同じ)

・実績申請の場合は空欄のままをお願いします。
 ・通常申請の場合は様式第12の(交付額確定)交付額
 確定の決裁番号を記載します。(参考)を参照願います。

令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)の精算請求書

〔令和 年 月 日付け輸技協事環〕第 号で(交付決定通知兼)交付額確定の通知
 を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)
 の精算払を受けたいので、令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先
 進トラック・バス導入加速事業)交付規程第13条第2項の規定に基づき下記のとおり請求します。

様式第1の2交付申請書兼完了実績報告書又は様式第1(その2の1)
 の額と一致していることを確認して下さい。

1. 請求金額	(導入車両) 金	1,080,000円
	(充電設備) 金	0円
	請求額合計 金	1,080,000円
2. 受取人 (口座名義)	フリガナ	ユソウ イチロウ
	氏名	輸送 一郎
3. 振込先金融 機関及び 支店名	銀行 ○▽◇ 組合 金庫	四谷三丁目 支店
	*該当に○を付す。 その他()	
4. 預金種別	当座預金	普通預金
*いずれかに○を付す。		
5. 口座番号	123**5678	

口座番号等、お間違えの無い
 よう確認して下さい。

第13条第2項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が請求すること。

責任者 連絡先	責任者(所属部署・職名・氏名)	企画部長 輸送 三郎
	電話番号	123-456-7892
	Eメールアドレス	0123456@yuso.c*m
担当者 連絡先	担当者(所属部署・職名・氏名)	企画部 主任 輸送 太郎
	住所	〒160-**** 東京都新宿区四谷〇丁目◇番地
	電話番号	123-456-7891
Eメールアドレス		987654@yuso.c*m

本請求に係る責任者・担当
 者の連絡先等記載してくだ
 さい。

事業報告書等記入例

※事業実施年度と翌年度（4月中及びその次の年度終了後の4月中の計2回提出します。）

事業報告書の記入例

様式第14(第15条関係)

番号は申請者の任意です。

第 号
令和6年4月10日

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
会長 内藤 政彦 殿

報告日を記載して下さい。

補助事業者^{注1} 住 所 東京都新宿区四谷〇丁目◇番地
氏名又は名称 有限会社 輸送技術商会
代表者役職・氏名 代表取締役 輸送 一郎
(貸渡し先(リースの場合))

JATA が通知した「交付決定通知書」の年月
日及び決裁番号を記載します。(参考)

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業) 令和5年度事業報告書

令和5年8月30日付け輸技協事環ト第5-***号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)による二酸化炭素排出削減効果について、令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)交付規程第15条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

導入車両の二酸化炭素(CO2)排出量計算表(その1)
のCO2削減量を記載します。

燃費改善効果 = CO2削減量 / ※標準車両の年間CO2排出量⑦
※二酸化炭素(CO2)排出計算表(その1)⑦参照

1 令和5年度二酸化炭素排出削減による燃費改善効果(実績)^{注2}

補助対象車両 (環境配慮型先進車の種類、登録番号)	二酸化炭素排出削減量 (トン-CO2/年)	燃費改善効果 ^{注4} (%)
ハイブリッド自動車 品川〇〇〇あ1234	2.22	25.4%
ハイブリッド自動車 品川〇〇〇あ1234	2.22	25.4%

2 その他補助対象車両を活用した二酸化炭素排出削減に資する取組に関する事項^{注3}

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

注2 必要に応じて計算根拠を示す資料を添付すること。

注3 補助対象車両を活用した普及啓発や調査検討等、今後の二酸化炭素排出削減の取組の推進に資する活用を図った場合、その概要について記載すること。

注4 年間CO2削減量/標準車両(代替車両等)の年間CO2削減量

3 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者(所属部署・職名・氏名) 企画部長 輸送 三郎	} 本報告に係る社内責任者・担当者の連絡先等を記載してください。
	電話番号 123-456-7892	
	Eメールアドレス 0123456@yuso.c*m	
担当者 連絡先	担当者(所属部署・職名・氏名) 企画部 主任 輸送 太郎	}
	住所 〒160-**** 東京都新宿区四谷〇丁目◇番地	
	電話番号 123-456-7891	
	Eメールアドレス 987654@yuso.c*m	

二酸化炭素(CO2)排出量計算表(その1)

注:ハイブリッド自動車以外の場合にはJATAのホームページに記載いたします。

別添

会社名 : 株式会社輸送リース
 貸渡先 (株式会社JATA運輸)
 者名 : 企画部 輸送 太郎
 電話番号又はメールアドレス : 123-456-789
 *社名の()はリース貸渡し先を記載

登録番号	品川〇〇さ〇〇◇◇
導入車両車名	* * * * * <small>導入車両の自動車検査証の内容を記載する。</small>
導入車両型式	J A - T A

(HV(ハイブリッド自動車))※プラグインハイブリッド自動車を除く

項目	令和5年度の状況	令和6年度の状況	備考
導入車両の令和5年度の状況	令和5年8月15日	自動車検査証の初年度登録年月日を記載する。	新規登録日付もしくはそれ以降に運送事業での利用を開始した日(いずれか遅い方)の日付を記入し、
使用開始日	令和5年8月15日	年度終了後、二酸化炭素(CO2)排出量計算書(その2)の走行キロ(km)年度計の数値を記載する。	年度は補助対象車両の登録日から令和6年3月31日までの走行距離(注2)を記入し、年度は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの走行距離(注2)を記入してください
導入車両の各年度の走行距離(km)①	11500.00	2520.00	年度は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの走行距離(注2)を記入してください
導入車両の各年度の燃料使用量(L)②	4.56	3.40	年度は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの走行距離(注2)を記入し、年度は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの走行距離(注2)を記入してください
導入車両の年間平均燃費③	4.56 km/L	3.40 km/L	年度は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの走行距離(注2)を記入し、年度は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの走行距離(注2)を記入してください
標準車両の燃費④	3.40	3.40	年度は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの走行距離(注2)を記入し、年度は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの走行距離(注2)を記入してください
標準車両におけるCO2排出係数⑤	2.58 kg-CO2/kWh	2.58 kg-CO2/kWh	年度は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの走行距離(注2)を記入し、年度は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの走行距離(注2)を記入してください
導入車両におけるCO2排出係数⑥	2.58 kg-CO2/kWh	2.58 kg-CO2/kWh	年度は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの走行距離(注2)を記入し、年度は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの走行距離(注2)を記入してください
標準車両の年間CO2排出量⑦	8.73 tCO2	2.22 tCO2	年度は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの走行距離(注2)を記入し、年度は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの走行距離(注2)を記入してください
導入車両の年間CO2排出量⑧	6.50 tCO2	2.22 tCO2	年度は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの走行距離(注2)を記入し、年度は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの走行距離(注2)を記入してください
CO2削減量	2.22 tCO2	2.22 tCO2	年度は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの走行距離(注2)を記入し、年度は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの走行距離(注2)を記入してください

注1.上記様式は、当該年度未及びその後の1年間について必ず作成し、そのコピーを交付様式第15事業報告書と共に提出してください。

PHMについて日常的に充電を行っている場合は、EV用の計算表で計算した削減量と本表の削減量の平均値を事業報告書に記載してください。

注2.燃費改善効果及び二酸化炭素削減効果を把握することが、当該補助金の目的であり、事業報告書を提出しない場合は、補助金の返還もありません。

注3.補助対象車両が複数台の場合は、本表を台数分提出してください。

注4.導入車両と同規模かつ同仕様の車両をいう。(例:導入車両が2トンHV燃費車の場合2トンHV燃費車の場合2トンディーゼル燃費車の場合3トンディーゼル燃費車)

二酸化炭素(CO2) 排出量計算表(その2)

別添

(ハイブリッド自動車) ※プラグインハイブリッド自動車を除く

会社名 株式会社輸送リース

※以下のいずれかに○
燃料の種類 ガソリン / **軽油**

貸渡し先 (株式会社JATA運輸)

担当者名 企画部 輸送 太郎

電話番号又はメールアドレス: 987654@yuso.c*m

(月別走行実態) **自動車検査証の登録番号を記載する。** * 会社名の()はリース貸渡し先を記載する。

登録番号	1号車:品川〇〇さ◇◇◇	2号車:				
右のいずれかに○→	燃料の種類 : ガソリン / 軽油	燃料の種類 : ガソリン / 軽油				
令和5年度	走行キロ(km)	燃費(km/ℓ)	燃料使用量(ℓ)	走行キロ(km)	燃料使用量(ℓ)	燃費(km/ℓ)
4月						
5月						
6月						
二酸化炭素排出量計算表(その1)の①に記載。						
9月						
10月						
11月						
12月						
1月	4,000	860	4.7			
2月	3,500	800	4.4			
3月	4,000	860	4.7			
年度計	11,500	2,520	4.6			

二酸化炭素排出量計算表(その1)の②に記載。

補助対象車両の事業完了日(自動車検査証の登録日)から記載する。(走行キロ及び燃料使用量)

取得財産等管理台帳 記入例

※補助事業者（リースの場合はリース業者及び車両貸渡先事業所）において作成、保管しておきます。

取得財産等管理台帳の記入例

様式第9（第8条関係）

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業）
取得財産等管理台帳（令和5年度）

財産名 ^{注1} (環境配慮型先進車の 車名及び登録番号 及び電気自動車用充 電設備の社名等)	規格	金額 (円)	取得 年月日 ^{注2}	耐用 年数 ^{注3}	設置又は 保管場所
<p>車名、自動車検査証の登録番号(車台番号)の社名等を記載します。</p> <p>〇〇 HV トラック 品川〇〇〇あ 1234 (AA-*****)</p>	<p>本資料63頁に掲載している財産処分の制限期間の耐用年数(年)を参照して該当する年数を記入します。</p> <p>AA-BB**</p>	22,500,000	令和6年1 月10日	4	東京都新宿区四谷 ***
<p>自動車検査証の型式を記載します。</p> <p>〇〇 HV トラック 品川〇〇〇あ 1235 (AA-*****)</p>	AA-BB**	22,500,000	自動車検査証の初度登録年月日及び充電設備の工事完了年月日を記載します。		東京都新宿区四谷 ***
<p>充電設備の社名等を記載します。</p> <p>〇〇〇</p>	B-HJU	(充電器本体) 1,000,000 (工事費) 1,000,000		6	東京都新宿区四谷 〇〇×

注1 対象となる取得財産等は、環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業により取得した環境配慮型先進トラック又は環境配慮型先進バス及び電気自動車用充電設備とする。

注2 取得年月日は、車両の場合は初度登録年月日、充電設備の場合は工事完了年月日を記載すること。

注3 耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）において定める期間とすること。

添付書面(見積書、請求書、領収書等)のチェックポイント

[共通]

- 宛先が申請書の申請者と同一である。
- 導入(予定)車両は、公益財団法人日本自動車輸送技術協会が「導入対象車両の事前登録に関する審査基準」に基づき審査し事前登録された補助対象車両情報(一覧)として公表した車名・通称名、型式である。
- 補助対象額(基準額)は、公表情報と一致している。
- 表記内容から補助対象経費が確認できる。
* 補助対象経費とは、導入する環境配慮型先進車の車両価格(消費税抜き)

[請求書]

- 導入車両を購入した後に交付申請(実績申請)する場合は、発行日が令和5年4月1日以降であること。
- 導入車両の車台番号または登録番号が記載されている。
- 導入車両を購入する前に交付申請(通常申請)をした場合には、発行日が交付決定日以降である。

[領収書]

- 発行日が請求書の発行日以降である。
- 導入車両の車台番号又は登録番号が記載されている。
- 支払金種(現金、振込等)が確認できる。

[自動車賃貸借契約書](リースの場合)

- 契約書に代表者名が記載されている。
- 契約内容がリース料金算定根拠明細書と一致している。

【お問合せ】

公益財団法人日本自動車輸送技術協会(JATA)

「補助金執行グループ」

電話 : 03-6380-6773

FAX : 03-6380-6873

問合せ専用メールアドレス : hojo@ataj.or.jp

環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業に関するQ & A (補助金申請者用)

令和5年5月

公益財団法人日本自動車輸送技術協会

【申請に関するもの】

問1：申請者はどのような事業者ですか。

答： 環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業の補助対象者は、トラック又はバスを所有して事業を実施する者です。詳細は12頁の表をご覧ください。

バスについては営業用バス事業者（いわゆる「バス会社」）及び自家用バスを所有して事業を実施する者のどちらも申請可能です。また、トラックについては、事業用トラック及び自家用トラックを所有して事業を実施する者のどちらも申請可能です。

問2：申請者は法人でなければいけないのでしょうか。

答： 申請者は法人でなくても、個人でもトラック又はバスを使用して事業を営業者であれば申請できます。

（例：個人商店において配達用に使うトラックの場合など）。

問3：購入した車両の所有者が自動車販売会社（以下「ディーラー」という。）ですが、補助金申請（または完了実績報告）はできますか。

答： ディーラーが車両を事業に使用しないにもかかわらず所有者となっている場合は、所有権留保を解除して所有者の変更（移転登録）をしたうえで、当該変更後の車両所有者が補助金申請または完了実績報告を行ってください。

車両購入後に申請する場合は、申請時に「新規登録時の自動車検査証」と「現在の自動車検査証」の両方のコピーを提出してください。

車両購入前に申請を行った場合は、交付決定後に車両を購入し、経費支出後に完了実績報告を行うこととなりますが、その際に「新規登録時の自動車検査証」と「現在の自動車検査証」の両方のコピーを提出してください。

問4：転リース取引は当該補助の対象となりますか。

答： 補助対象となります。ただし、中間会社の契約書のコピー、算定根拠明細書等転リース取引の取引関係を証する書類が必要です。

問5：転リースの際、中間会社のリース料金算定根拠明細書はどのように作成すれば良いですか。

答： JATAへお問合せ下さい。

問6：補助金が受けられる環境配慮型先進トラック・バスの種類を詳しく知りたいのですが、どうすれば良いですか。

答： 申請が受けられる環境配慮型先進トラック・バスの種類等については、公益財団法人日本自動車輸送技術協会（以下「JATA」という。）のホームページに、事前登録された補助対象車両情報（一覧）として、車名・通称名、自動車の型式、基準額（補助対象額の上限）などが掲載されていますので、既に車両を購入されている事業者様は、当該自動車の自動車検査証を見て確認してください。

また、今後購入する予定の事業者様は、当該自動車の販売店担当者等から車名、型式などをお聞きになって確認してください。ホームページの事前登録情報は随時更新されるため最新の情報をご確認ください。

なお、申請された車両と、実際に購入された車両が異なる場合などには、補助金が交付されませんのでご注意ください。

問7：ホームページに公表されている補助対象車両情報一覧に掲載した車両以外に、補助対象となる車両はないのでしょうか。

答： 補助対象車両情報一覧は、それまでに車両製造事業者から報告があり、審査を終了したもののみを公開しています。車両製造事業者からの報告については、補助金申請受付期間中、随時受け付けており、新たな報告があれば、報告内容を審査の上、随時公表内容を更新する予定です。

問8：既に購入している車両でも補助対象車両となりますか。

答： JATAが補助対象車両の事前登録をおこなったハイブリッドトラック・バス、天然ガストラック、電気トラック・バスで、令和5年4月1日以降の購入（自動車検査証の初度登録年月日が令和5年4月3日以降）であれば申請可能です。

問9：申請者は、導入車両の自動車検査証の所有者又は使用者のどちらですか。

答： 申請者は、自動車検査証の所有者です。従いまして、リース車両の場合は、自動車検査証の所有者欄に記載されているリース事業者となります。

問10：トラック運送事業者が自社の運転手等職員の輸送用に自家用としてハイブリッドバスを購入する場合、補助対象となりますか。

答： 補助対象となります。

問11：値引き額や自治体等からの補助金は交付申請書（様式第1（その2の1）、（その2の2））等に記載すべき「寄付金、補助金その他の収入」に当たりますか。

答： 値引き額は、「寄付金、補助金その他の収入」には記入せず、値引いた後の購入額を同様式の「補助金基本額（補助対象車両価格）」欄に記載してください。

自治体等からの交付金は「寄付金、補助金その他の収入」に該当するため、同欄に記載してください。

問12：トラック協会からの利子補給はその他の収入等に当たりますか。

答： 利子補給は、本補助金の対象である補助対象車両購入経路とは異なることから、寄付金、補助金その他の収入には当たりません。

問13：導入車両の導入日を詳しく教えてください。また、通常申請の場合、納入予定日が令和6年3月4日以降の場合は申請できないのですか。

答： ○ 実績申請（導入車両を購入した後申請する場合）については、令和5年4月1日～令和6年1月31日までに購入した車両。

ただし、申請日は、JATAが申請受付を公表した日～令和6年1月31日まで。

○ 通常申請（導入車両を購入する前に申請する場合）については、JATAが申請受付を公表した日以降、申請をしてJATAの交付決定を受けた後（交付決定を受けた日）から令和6年3月4日までに購入した車両。

ただし、申請日は、JATAが申請受付を公表した日～令和6年1月31日まで。なお、令和6年3月4日（最終日）に補助対象車両を購入した場合でも、令和6年3月11日までに完了実績報告をしなければなりませんのでお気を付け願います。

【申請方法等】

問1：申請窓口はどこですか。

答： J A T A の（環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業）補助金執行グループが窓口となり、電子申請システム j Grants（以下「j Grants」という。）等の電磁的方法で申請していただきます。

問2：電子申請システム j Grants 申請等はどのように行うのですか。

答： 電子申請システム j Grants は、経済産業省が開発した補助金システムです。申請書類は郵送ではなく、PDF にしてアップロードして載せます。申請・操作方法等は j Grants のホームページを参照ください。<https://www.jgrants-portal.go.jp/>
※jGrants 申請にあたっては、G ビズ ID【gBiz プライム】の取得が必要です。gBizID ホームページ内をご覧ください（U R L : <https://gbiz-id.go.jp/>）、公募開始前からのご準備をお勧めいたします。（無料で取得できます。）

問3：申請書は持込みでも構いませんか。

答： 申請は、j Grants 又は E メール等電磁的方法（以下「j Grants 等」という。）でお願いします。また、通知書等の受渡しが発生しますので、申請等はウェブメールにてお願いします。なお、やむを得ず j Grants 等による提出ができない場合には、J A T A 窓口（東京都新宿区四谷三丁目2番5「全日本トラック総合会館8階」）へ申請者が持込（持参）するか、郵便等、総務大臣の許可を受けた信書便で提出してください。

問4：申請書類は何部作成する必要がありますか。

答： j Grants 等による申請の場合は、電子媒体での必要書類（オリジナルファイル）は消去せず保管してください。やむを得ず紙媒体の申請となってしまう場合には2部作成し、1部（正本）を J A T A に提出、1部を申請者控えとしてください。なお、申請書等の提出書類（電子媒体含む）は、不交付決定などの場合でも、返還いたしませんのでご了承ください。

問5：申請書の添付書面について教えてください。

答： 補助金申請には、申請書の他各種の添付書面が必要です。必要書面に漏れがないように J A T A において、添付書面を申請者が確認できるように「提出書面一覧」を用意しています。申請前にこの一覧表で添付書面の存在をチェックして申請時に漏れのないようにお願いします。なお、申請時に不足書面があると、申請が受付できない場合がありますので、ご注意ください。

問6：実績申請・通常申請の今年度の変更点について教えてください。

答： 今年度の事業では、トラックについては車両総重量による制限はなくなり、E V 及び P H V が補助の対象外となりました。バスについては自家用の他に事業用の購入についても補助の対象となります。また、天然ガスバスが、補助の対象となりました。なお、様式等（年号）は変更になっておりますので再度ダウンロードお願いいたします。

問7：補助金申請をする場合、競争見積もりは必要ですか。

答： 交付規程第8条第2号において、一般の競争に付さなければならないと規定されています。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができます。従いまして、電気自動車などの改造車については、申請者の要求する仕様で自動車を製作

することができる自動車製作者が複数社ある場合等には、競争見積もりが必要となります。また、環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業においては、充電設備が補助対象とされていますので、これに対する競争見積もりも必要となります。

問 8：添付書面の見積書、請求書、領収書は指定の様式がありますか。

答： 指定様式はございません。各社の様式で結構ですが、見積書には、導入車両の型式、請求書及び領収書には導入車両の車台番号又は登録番号を記載していただく必要があります。

また、各書面の宛先と申請者名が一致することはもとより、各書面の日付にもご注意ください。

問 9：電子取引で領収証がでないものついてはどうするのですか。

答： 別途、申請用の領収証を作成して頂き、その写しを提出してください。

なお、領収書がどうしても入手できない場合には支払者が申請者と、振込先が請求者とそれぞれ同一であることが確認できる振込記録等の写しを提出してください。

問 10：手形処理で車両を購入した場合、領収証を発行されないが、銀行の手形処理の電子領収証で申請等することができますか。

答： 電子領収証もしくは通常（手形）の領収証を添付してください。

問 11：登記事項証明書は、どの種の証明書を提出するのですか。

答： 登記事項証明書としては、現在事項全部証明書の写し（コピー）を提出してください。

なお、初回申請時（発行後3ヶ月以内のもの）のみ提出。

※初回申請時以降、内容等が変更になった場合は、再提出をお願いいたします。

問 12：地方公共団体など登記を要しない法人が申請する場合は、登記事項証明書などが必要ですか。

答： 登記事項証明書の添付は必要ありません。なお、都道府県・市町村・特別区・一部事務組合・広域連合以外の登記を要しない法人の場合は、認可等の成立に要する法的文書の一部を求める場合があります。詳細はお問い合わせください。

問 13：申請者を確認できる書類として、個人事業者は、「住民票の写し又は自動車免許証の写し」を添付することとなっていますが、パスポートの写しではだめですか。

答： 交付規程において、個人の確認書類としては「住民票の写し（発行後3ヶ月以内のもの）または免許証の写し」のみと規定しているため、パスポートの写しは認められません。

問 14：自動車購入契約書（納入予定日を明記しているもの）はどのようなものですか。

答： 様式第1で申請する場合（申請して交付決定後に車両を購入する場合）には自動車販売会社と申請者（購入者）が購入契約をした契約書の写しの提出が必要です。

なお、契約書には、所定の記載内容のほか、導入車両の納入予定日（新車新規登録の予定日）を明記してください。この場合、納入予定日は令和6年3月4日以前であることが必要です。

問 15：リースの場合、導入車両の見積書の宛先が、リース会社でなく導入車両を使用する貸渡先の事業者宛てとなっているケースがありますが、見積書としての添付書類に認められますか。

答： 申請者はリース会社であることから、リース会社宛ての見積書が必要です。

問 1 6 : 導入車両のリース期間を 2 年間として、残りは再リースとするようなリース契約は可能ですか。

答： 補助事業者は、導入車両（取得財産）について、法令で定める財産処分制限期間を経過するまで、処分できないこととなっています。補助対象車両の財産処分制限期間は車種や用途別に異なり、63 頁に記載のとおりです。リース契約は、この財産処分の制限期間を超える期間で契約を結ぶ必要があります。

問 1 7 : 既に補助対象車両を購入した後に申請を行う場合（実績申請）、申請から補助金が交付されるまでの大まかな期間を教えてください。

答： 既に車両を購入後に申請を行う場合は、様式第 1 の 2 交付申請書兼完了実績報告書の添付書類として、購入から支払いまでの書類（見積書、請求書、領収書、精算払請求書等）を提出していただきます。

J A T A としましては、交付申請書兼完了実績報告書を受け取った日から 3 0 日程度で審査を終了し、申請者に様式第 3 の 2 交付決定通知書兼交付額確定通知書を送付いたします。

その後、精算払請求書に従って銀行等に補助金を振込むこととなります。従って、書類の差し替えなど申請書等提出書類に問題が無ければ、申請から補助金の支払いまではおおよそ 4 0 日程度と思われます。

なお、「公募要領 8 : 申請受付日の留意事項」に記載のように、予算額の残額が 2 割程度に達した場合等、申請数が多数の場合は、申請受付から交付決定までの期間が長くなることもあり得ます。

問 1 8 : 補助金申請後に補助対象車両を購入する場合（通常申請）、車両購入前の申請から補助金が交付されるまでの大まかな流れを教えてください。

答： 車両を購入する前に補助金申請を行う場合は、書類に問題が無ければ、様式第 1 の申請書提出から約 3 0 日以内で J A T A の審査を終了し、様式第 3 の交付決定通知書を送付します。導入車両を購入後、完了実績報告書（様式第 1 0）及び添付書類（請求書、領収書等）を提出していただき、J A T A において審査後、様式第 1 2 の交付額確定通知書を送付します。

その後、交付額確定通知に記載された確定額について様式第 1 3 の精算払請求書を提出いただき、当該請求に応じて補助金を支払うこととなります。

なお、この場合、交付決定前に車両を購入すると、補助金は交付されませんので十分に気を付けてください。

問 1 9 : 車両購入前の交付申請の場合（通常申請）では、交付決定前に車両を購入すると補助金が交付されないのはなぜですか。

答： 交付申請書（交付規程様式第 1）を提出している場合は、J A T A からの交付決定通知書を受領後に車両を購入しないと補助金が交付されません。

なお、交付申請手続きの流れにつきましては、1 3 ~ 1 4 頁をご覧ください。

問 2 0 : リース事業者による申請の場合、補助金額を一括で車両購入業者に支払ってよろしいでしょうか。

答： リース事業者による申請の場合、リース料金から補助額の減額のみを認めています。一括で補助金を支払うことは認められません。

問 2 1 : リース会社の交付申請で、補助対象車両を 4 月に購入して契約済みの場合、リース契約及びリース料金算定根拠明細書の記載はどのように行えばよいのでしょうか。

答： 交付申請時点でのリース料金の受け取り残額に、補助金を充当した状況で再度積算し直し、

変更契約書明細書を作成してください。

問 2 2 : リース料金算定根拠明細書は、説明会資料の様式と同一の内容が記載されていれば、様式は任意でよろしいでしょうか。

答 : 必要事項が記載されていれば、任意様式で結構です。

問 2 3 : 様式第 1 (交付申請書) の「2.補助対象経費」とは様式第 1 (その 2 の 1) 中のどの金額を記載するのですか。

答 : 様式第 1 (その 2 の 1) の「(3) 補助対象経費支出予定額」の金額を記載してください。
また、複数台数の車両について 1 件の交付申請書により申請する場合は、それらの台数の合計の金額を記載してください。

問 2 4 : Eメール等電磁的方法で送信(申請等)(以下「送信」という。)する場合、誰が送信しても良いのでしょうか。

答 : 申請書に入力された責任者又は担当者の Eメールアドレスからお送り下さい。
他の連絡先からの送信は受け付けられません。

問 2 5 : 申請書類の事前確認はしていただけるのでしょうか。

答 : 提出予定申請書類をメール及び F A X 等で送って頂ければ事前確認は行いますのでご相談ください。

問 2 6 : j Grants 申請する際の推奨 PC ブラウザはありますか

答 : jGrants ホームページ「重要なお知らせ」より引用、jGrants の動作環境は以下のとおりです。下記のブラウザの最新バージョンをご利用ください。

なお、Internet Explorer 等の下記以外のブラウザは、申請上のエラー等が生じますので利用しないでください。

- ・ Windows : chrome、firefox、edge(※1)
- ・ macOS : chrome、firefox、safari
- ・ Android : chrome

※1 edge の「Internet Explorer モード」は申請上のエラー等が生じますので利用しないでください。

【その他】

問 1 : 国の他の補助金と併用できないとなっておりますが、デジタルタコグラフを国の補助金で導入して取り付けした車両には、本補助金は申請できますか。

答 : デジタルタコグラフや ASV 装置等車両に搭載される機器・装置は、補助対象が異なるため併用が可能で申請できます。

問 2 : 補助金を受けた車両が事故を起こして使用できなくなった場合、補助金の返還が必要ですか。

答 : 補助金を受けて購入した車両が、63 頁に示す財産処分の制限期間内に事故を起こして廃車などにする場合、過失の程度に関係なく、財産処分の承認手続を行っていただいた上で、補助金を返還していただく必要があります。※制限期間内に財産処分を行う前に必ず J A T A に相談してください。

問 3 : リース事業者が申請した補助対象車両を使用する事業者が事業を継続できなくなった場合は、補助金の返還は必要ですか。

答： 63頁に示す財産処分の制限期間内に事業者が事業を継続できなくなった場合は、財産処分の承認手続を行っていただいた上で、補助金を申請したリース事業者が補助金を返還しなくてはなりません。

詳細につきましては別途 J A T A に相談してください。事業中止により、車両の所有者または使用者が変更される前に財産処分の承認手続を終了させる必要がありますので、ご相談は早めにお問い合わせ致します。

問4：J A T A から送られてきた環境省補助事業である旨を示すステッカーは、どこに貼付すればよいのでしょうか。

答： 導入車両の前面、後面、燃料タンクなど見える箇所に貼付してください。

なお、前面ガラス及び側面ガラスには貼付しないでください。

また、充電設備については、側面など、充電に支障が起きない範囲内で見える位置に貼付してください。

問5：様式第14（事業報告書）はいつまでに提出するのですか。

答： 事業報告は、環境配慮型先進自動車の導入によってCO₂を削減した量を報告していただくものです。令和5年度分については年度終了後の令和6年4月30日までに、また、令和6年度分は令和7年4月30日までに提出が必要です。

問6：CO₂の削減量は、どのように計算するのですか。

答： 事業報告書の添付資料として、「二酸化炭素（CO₂）排出量計算表（その1）及び（その2）」が規定されています。この様式に従い、CO₂の排出削減量を計算してください。

このうち、「二酸化炭素（CO₂）排出量計算表（その1）」の標準車両の燃費④は当該補助事業者が事業の用に供している車両であって補助対象車両と同規模程度かつ同等仕様（以下「同格」という。）の最新燃費基準に適合したディーゼル自動車の実燃費値を記載してください。（補助対象車両を購入する時、代替する車両がある場合はその車両の燃費値。）なお、同格の自動車を所有（使用）していない場合には、申請者が所有している自動車の中で、導入する補助対象自動車と同格又は同格に最も近いディーゼル車の実走行燃費。

また、「二酸化炭素（CO₂）排出量計算表（その2）」は、導入車両の走行キロ及び燃料使用量等を継続的に記録する必要があるため、3ヶ月毎に記録状況についてJ A T A へのご報告をお願いします。当該報告の時期については、通常申請の場合は、4半期（3か月）ごとに、当該期間の翌月末日までとし、メール又はFAXにてJ A T A 宛てに報告してください。実績申請の場合は、J A T A までお問合せ下さい。

（例：導入車両の登録年月日が8月3日の場合）

四半期毎（①4～6月、②7～9月、③10～12月、④1～3月）

- ・1回目：当該年度の②の8月～9月の2か月分を10月末日まで
- ・2回目：同③10月～12月の3か月分を1月末日まで
- ・3回目：同④1月～3月の3か月分を4月末日まで

（4月末には事業報告（14号様式）及び「二酸化炭素（CO₂）排出量計算表（その1）」を併せて提出）

（次年度）

- ・4回目：同①4月～6月の3か月分を7月末日まで
- ・5回目以降：②7～9月の3ヶ月分を10月末日まで。以後同様③～④。

問7：二酸化炭素（CO₂）排出量計算表（その2）は2台分記入できるようになっていますが、複数台の車両を申請した場合はまとめて記入すれば良いのですか。

答： 申請毎の作成をお願いします。一申請で2台申請した場合はまとめて記入し、二申請で1台ずつ申請した場合は1台ずつ記入したものを2枚作成して下さい。

問8：交付規程第15条第1項に基づく事業報告書を提出するにあたり、CO2の削減量もしくは削減割合に関する要件はありますか。また、CO2削減量がマイナス（排出量が増加）となってしまった場合、ペナルティーなどありますか。

答： CO2の削減量、削減割合などの要件はありません。導入した環境配慮型先進車両を使用して事業計画通り使用して頂いたうえで、走行キロ及び燃料使用量を正確に記録していただき、報告してください。なお、交付規程に基づく、事業報告書の提出がなされない場合は、交付決定を取り消し、補助金の返済を命ずる場合もありますので、ご注意ください。

また、削減量がマイナスとなった場合、走行状況等についてお聞きすることになりますが、報告内容が正確であれば、ペナルティーなどはありません。

問9：補助対象車両の使用の本拠地が変更になった場合、事業報告書の登録番号と申請時の登録番号が相違することが予想されますが、問題ありませんか。

答： 一つの事業者が複数の補助対象車両を使用する地域がある場合などは、そのような事例が考えられますが、自動車検査証の所有者及び使用者が変更にならなければ問題ありません。

なお、混乱を避けるため、事業報告書等の提出の際にご相談下さい。

問10：事業完了日とは、いつのことを指すのですか。

答： 自動車は、補助対象車両の自動車検査証における初度登録年月日、充電設備は設置完了日（工事完了日）で最も遅い日となります。

問11：交付規程第8条十三号に記載されている「補助事業者は、十一号で定める期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行ってはならない。」とはどういうことですか。

答： 「J-クレジット制度」とは、温室効果ガスの排出削減量を「クレジット」として国が認証する制度で、低炭素社会実行計画の目標達成やカーボンオフセットとして取引することができます。本補助制度で導入した補助対象車両でJ-クレジットの認証を受けたり、補助対象車両により削減される二酸化炭素量をJ-クレジットの対象にしてはならないという規定です。

【充電設備関係】

問1：急速充電設備、普通充電設備とは

答： ① 急速充電設備とは、一基当たりの定格出力が10KW以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。充電の目安としては、トラックの場合、10分の充電でおよそ10km程度の走行が可能（電源200V～400V）です。（普通車の場合、5分の充電でおよそ40km程度走行が可能（電源200V）です。）

② 普通充電設備とは、一基当たりの定格出力が10KW未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。充電の目安としては、トラックの場合、1時間の充電でおよそ10km程度の走行が可能（電源100V～200V）です。（普通車の場合、1時間の充電でおよそ10km程度の走行が可能（電源100V）です。）

問2：補助対象となる充電設備の補助対象経費を教えてください。

答： 急速充電設備・普通充電設備を購入する費用及び充電設備を設置するための工事費となります。

なお、受変電装置（キュービクル）及び分電盤（ブレーカ）は含まれません。

問3：充電設備を設置する土地が借地の場合の手続きを教えてください。

答： 借地に充電設備を設置する場合は、土地の利用に関する許諾及び充電設備の保有義務期間（6年）以上において設置することの許諾を土地所有者から得ることが必要です。
よって、土地の利用に関する許諾書等の提出をお願いします。

問4：充電設備を資本関係にある充電設備メーカーから調達する場合等について教えてください。

答： 申請者が充電設備メーカー（自社含む）との資本関係がある場合は、利益等排除の対象となります。

なお、充電設備メーカー及び充電設備販売会社いずれも申請者と資本関係にある場合は、充電設備メーカーを優先し、利益等排除を行います。

また、リース契約に基づく申請についても、リース契約の使用者（契約者）との間に資本関係がある場合、利益等排除^{*}の対象となります。

※（環境省ホームページ参照 <https://www.env.go.jp/recycle/info/ondanka/kobos1.html>）

なお、利益等排除については、自動車の購入についても適用されますのでご注意願います。

問5：どのような充電設備を購入したら良いのか教えてください。

答： 充電設備の申請に関しては、安全面、法規面については申請者が十分に確認し、申請者の責任の下に導入して頂く必要があります。そのため、申請時に下記の認証書のコピー等を提出して頂く必要があります。

- ① 普通充電設備については、（一財）日本自動車研究所（JARI）の認証（製品認証、安全技術、互換性技術、出荷検査、品質マネジメント）を取得したもの。
- ② 急速充電設備については、CHAdeMO 協議会の CHAdeMO 認証を取得したもの。
- ③ ①又は②の認証を取得していない場合は、第三者認証機関の証明書等が必要となります。

問6：補助金の交付を受けて設置した充電設備の管理について教えてください。

答： 補助金の交付を受けて設置した充電設備の保有義務は設置完了した日から6年であり、補助金の交付を受けた方は、法令を遵守し、同じく補助金を受けて導入した電気自動車とともに、その効率的運用を図り、善良な管理者の注意をもって継続的に管理しなければなりません。

よって、「取得財産等管理台帳・取得財産等明細表」を備えて管理しなければなりません。

保有義務期間に保有が困難になった場合、またはやむを得ず処分を行うときはJATAへ事前の届出が必要であり、原則として補助金の返納が必要となります。

平成31年3月28日 環水大自発第1903284号
改正 令和2年4月1日 環水大自発第2004011号
改正 令和3年3月29日 環水大自発第2103294号
改正 令和3年5月13日 環水大自発第2105237号
改正 令和5年3月31日 環水大自発第2303312号

環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業実施要領

第1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業）（以下「補助金」という。）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、トラックまたはバスの運行における二酸化炭素の排出削減を図り、もって地球環境保全に資することを目的とする。

第2 事業内容

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金を活用して、トラック・バス所有事業者が次に掲げるトラックまたはバスであって一定の型式により継続的に製造し市場において販売することが予定されているもの（以下「環境配慮型先進トラック・バス」という。）及び充電設備を導入する事業（以下「間接補助事業」という。）に要する経費の一部を補助する事業に補助金を交付することにより、トラックまたはバスの運行における二酸化炭素の排出削減を図り、もって地球環境保全に資することを目的とする。

- ア 電気自動車（プラグインハイブリッド自動車を含む。以下同じ。）
- イ 一定の燃費改善効果を有するハイブリッド自動車、天然ガス自動車
- ウ 電気自動車用充電設備（ただし、本補助事業による車両導入と一体的に行われるものに限る。）

第3 補助金の交付事業

（1）交付の対象となる事業及び経費

間接補助金の交付の対象となる事業（以下「間接補助事業」という。）は、別表第1第1欄及び第2欄に掲げる事業とし、補助事業者は、これらに要する経費のうち、同表第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）について、補助金の範囲内において間接補助金を交付する。

（2）間接補助金の交付の申請者

間接補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者（地方公共団体を含む。）とする。

- ア トラックを事業の用に供する者
- イ バスを事業の用に供する者
- ウ トラックまたはバスの貸渡し（リース）を業とする者（アまたはイに貸し渡す

者に限る。)

(3) 間接補助金の交付額の算定方法

間接補助金の交付額は、別表第1第5欄に掲げる方法により算出するものとする。

(4) 補助事業の実施体制等

補助事業者は、補助事業の適正かつ円滑な実施のため、次に掲げる事項を適切に行うための体制を整えなければならない。

ア 間接補助金交付先の公募及び説明会の開催等による周知

イ 間接補助金交付先の採否に関する審査基準の作成等及び審査委員会（以下「委員会」という。）の設置運営

ウ 間接補助金の交付（交付申請書の審査から間接補助金の支払までを含む。）

エ 間接補助金の交付決定を受けた者（以下「間接補助事業者」という。）の指導監督

オ 間接補助事業に対する問合せ等への対応

カ 上記に関する付帯業務

(5) 交付規程の内容

① 交付要綱第14条の間接補助金の交付手続等に係る交付規程は、交付要綱第4条から第13条まで第19条並びに第20条に準じた事項並びに事業報告書の提出並びにその他必要な事項を記載するものとする。

② 間接補助金の交付手続等について、交付要綱第17条による電磁的方法による場合は、交付規程に必要な事項を定めなければならない。

(6) 間接補助金交付先の採択等

① 補助事業者は、公正かつ透明性が確保された手続により間接補助金交付先の採択を行うため、環境省と協議の上、採否及び導入車両の事前登録に関する審査基準（案）を作成し、採択のために設置した委員会の承認を受けるものとする。

② 補助事業者は、①の審査基準に基づき、必要に応じて委員会に諮った上で、間接補助金交付先の採択及び間接補助事業における導入対象車両の事前登録を行う。

③ 間接補助金交付先の採択は、環境省水・大気環境局長に報告するものとする。

(7) 間接補助事業の表示

補助事業者は、間接補助事業により整備された設備及び機械器具には、環境省補助事業である旨を明示するよう、間接補助事業者に指示しなければならない。

(8) 間接補助事業の指導監督

① 補助事業者は、間接補助事業の実施状況を把握し、間接補助事業者に対して間接補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に大臣に報告するものとする。

② 補助事業者は、間接補助事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、大臣に速やかに報告するとともに、その指示

を仰ぎ、間接補助事業者に対して必要な改善を指導するものとする。

(9) 間接補助事業者からの返還額等の取扱

大臣は、交付要綱、この実施要領又は交付規程に基づき、間接補助事業者から間接補助金の全部又は一部に相当する額の返還又は納付があったときは、補助事業者に対し、これを国庫に返還又は納付させることがある。

(10) 事務費の中間検査

環境省は、上半期（交付決定日から9月末日）の補助事業の執行に要する事務費について、額の中間検査を行うものとする。

第4 間接補助事業者による事業報告書の提出

補助事業者は、間接補助事業者に対して、間接補助事業の完了の日の属する年度及び年度終了後1年間の期間について、二酸化炭素削減効果に関する事業報告書を大臣に提出するよう、期限を設けて指示しなければならない。

第5 指導監督

(1) 補助事業の適正な実施の確保

大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、補助事業者による補助事業の実施に関し、この実施要領に基づき指導監督を行う。

(2) 補助事業完了後において従うべき条件

大臣は、間接補助事業が交付要綱第7条第十一号イ、ウ、エ及びオに基づき付した条件に適合していないと認められる場合には、間接補助事業者に対して条件に適合するよう指示をすることができる。

第6 その他

補助事業者は、交付要綱又はこの実施要領（以下「交付要綱等」という。）に疑義が生じたとき、交付要綱等により難い事由が生じたとき、あるいは交付要綱等に記載のない細部については、大臣に速やかに報告し、その指示に従うものとする。

附 則

1 この実施要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この実施要領は、令和2年4月1日から施行する。

2 この実施要領による改正後の規定は、令和2年度予算に係る補助金から適用し、令和元年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この実施要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この実施要領による改正後の規定は、令和3年度予算に係る補助金から適用し、令和元年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この実施要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この実施要領による改正後の規定は、令和5年度予算に係る補助金から適用し、令和4年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

別表第1

1 間接補助事業の区分	2 間接補助事業の内容	3 間接補助対象経費	4 基準額	5 交付額の算定方法
環境配慮型先進バス ^(注1) (電気自動車)導入事業	バスに係る電気自動車の導入を行う事業 ^(注2)	第3(2)イまたはウ(イに貸し渡す場合に限る)に該当する事業者における、バスに係る電気自動車の導入に必要な経費で補助事業者が承認した経費	同規模かつ同等仕様の2015年度燃費基準に適合したディーゼル自動車の価格と第3欄に掲げる経費との差額の2/3 ^(注3)	ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
環境配慮型先進トラック ^(注1) (ハイブリッド自動車)導入事業	トラックに係るハイブリッド自動車の導入を行う事業 ^(注2)	第3(2)アまたはウ(アに貸し渡す場合に限る)に該当する事業者における、トラックに係るハイブリッド自動車の導入に必要な経費で補助事業者が承認した経費	同規模かつ同等仕様の2015年度燃費基準に適合したディーゼル自動車の価格と第3欄に掲げる経費との差額の1/2 ^(注3)	同上
環境配慮型先進バス ^(注1) (ハイブリッド自動車)導入事業	バスに係るハイブリッド自動車の導入を行う事業 ^(注2)	第3(2)イまたはウ(イに貸し渡す場合に限る)に該当する事業者における、バスに係るハイブリッド自動車の導入に必要な経費で補助事業者が承認した経費	同上	同上
環境配慮型先進トラック ^(注1) (天然ガス自動車)導入事業	天然ガス自動車 ^{注2} のうち、2015年度燃費基準適合大型	第3(2)アまたはウ(アに貸し渡す場合に限る)に該当する事業者における、	同規模かつ同等仕様の2015年度燃費基準に適	同上

業	ディーゼル自動車と比較して概ね 10%以上の二酸化炭素排出削減を図る車両の導入を行う事業	天然ガス自動車の導入に必要な経費で補助事業者が承認した経費	合したディーゼル自動車の価格と第 3 欄に掲げる経費との差額の 1/2 (注3)	
環境配慮型先進バス ^(注1) (天然ガス自動車) 導入事業	天然ガス自動車 ^{注2} のうち、2015 年度燃費基準適合大型ディーゼル自動車と比較して概ね 10%以上の二酸化炭素排出削減を図る車両の導入を行う事業	同上	同上	同上
電気自動車用充電設備 ^(注4) 導入事業	電気自動車用充電設備の導入を行う事業	事業を行うために必要な工事費(本工事費、付帯工事費、)及び設備費で補助事業者が承認した経費(間接補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。)	補助事業者が必要と認めた額の 1/2	ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第 3 欄に掲げる間接補助対象経費と第 4 欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に 1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。また、別途、上限額を定める。

(注1) バスについては定員 11人以上とする。また、トラック及びバスのいずれも、トラックまたはバスをベース車両として架装物等動力構造以外の部分を変更した特種車も含むものとする。

(注2) 導入対象車両については、以下各号の事項について車両製造事業者からの報告に基づき補助事業者において登録された情報により間接補助金交付の審査を行う。当該登録結果は公表することとし、補助事業者において行う当該登録については環境省水・大気環境局長と協議の上で行うものとする。

①車両の型式

②動力構造(電気自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車)の区別

③車両価格及び同等規模の平成 27 年度燃費基準適合ディーゼル自動車の車両価格(いずれの価格も税抜

で、架装物等動力構造以外の部分を変更した特種車の場合は当該変更前のベース車両の価格とする。)

- ④生産計画（3年以上の継続した生産及び販売の計画があり、また、後継モデルも含めて増産による価格低減を目指す方針が示されていること。）

(注3) 基準額の算定にあたり、同規模かつ同等仕様の2015年度燃費基準に適合したディーゼル自動車の価格（ハイブリッドトラック及び天然ガストラックにあつては当該価格及び別表第3欄に掲げる経費）については、(注2)の車両製造事業者からの報告において把握された車両価格とし、当該算定にあつての差額は架装物等動力構造以外の部分の変更に係る費用を除いて算定するものとする。

(注4) 電気自動車用充電設備については、本補助事業による車両導入と一体的に行われたもので、事業者の敷地（事業所、営業拠点）等に設置する普通充電設備あるいは急速充電設備に限るものとする。

別表第2

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
工事費	本工事費	(直接工事費)	<p>事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。</p> <p>① 機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費）</p> <p>本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。</p>
		材料費	
		労務費	
設備費	付帯工事費	直接経費	<p>事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。</p>

平成31年4月1日 環水大自発第1903283号
改正 令和2年4月1日 環水大自発第2004012号
改正 令和3年3月29日 環水大自発第2103293号
改正 令和5年3月31日 環水大自発第2303311号

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業）交付要綱を次のとおり改正する。

令和5年3月31日

環境大臣 西村 明宏

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境配慮型先進
トラック・バス導入加速事業）交付要綱

（通則）

第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業）（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及びその他の法令（以下「法令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、トラック・バス所有事業者が次の各号に掲げるトラックまたはバスであって一定の型式により継続的に製造し市場において販売することが予定されているもの（以下「環境配慮型先進トラック・バス」という。）及び充電設備を導入する事業（以下「間接補助事業」という。）に要する経費の一部を補助する事業に補助金を交付することにより、トラックまたはバスの運行における二酸化炭素の排出削減を図り、もって地球環境保全に資することを目的とする。

- 一 電気自動車（プラグインハイブリッド自動車を含む。以下同じ。）
- 二 一定の燃費改善効果を有するハイブリッド自動車、天然ガス自動車
- 三 電気自動車用充電設備（ただし、本補助事業による車両導入と一体的に行われるものに限る。）

（交付の対象等）

第3条 この補助金は、非営利型法人（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第9号の2に定める一般社団法人・一般財団法人）その他の非営利法人（補助金に対して法人税が課されることとなる法人を除く。）が環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業実施要領（平成31年3

月28日付け環水大自発第1903284号)に基づく間接補助事業を実施する者(以下「間接補助事業者」という。)に対し、補助金を財源とする給付金を交付する事業(以下「補助事業」という。)を交付の対象とする。ただし、別紙暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

- 2 補助事業の実施に要する補助対象経費の区分及び内容は、別表のとおりとし、別表第1欄の区分ごとに算出した別表第2欄の補助対象経費の額に、別表第3欄の補助率を乗じて得た額を予算の範囲内で交付する。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、様式第1による交付申請書を環境大臣(以下「大臣」という。)に提出しなければならない。

- 2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(変更申請)

第5条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第2による変更交付申請書を大臣に提出しなければならない。

- 2 前条第2項の規定は、前項の変更申請を行う場合において準用する。

(交付の決定の通知)

第6条 大臣は、第4条第1項の規定による交付申請書又は前条第1項の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべきものと認めたときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第3による交付決定通知書又は様式第4による変更交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

- 2 第4条第1項の規定による交付申請書又は前条第1項の規定による変更交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 3 大臣は、第4条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(交付の条件)

第7条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 補助事業の全部若しくはその主たる部分又は別表第一欄の事務費の区分欄の合計額の50%を超えるものを第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、大臣の承認を得たときはこの限りではない。
- 二 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結し、大臣に報告するとともに、補助事業の履行体制を遅滞なく公表しなければならない。

- い。
- 三 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付きなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 四 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第5条に定める手続によるものとする。
- ア 別表第一欄の区分に示す補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の15パーセント以内の変更を除く。
- イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更である場合を除く。
- 五 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第6による中止（廃止）承認申請書を大臣に提出して承認を受けなければならない。
- 六 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書を大臣に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2ヶ月以内である場合はこの限りでない。
- 七 補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣の要求があったときは速やかに様式第8による遂行状況報告書を大臣に提出しなければならない。
- 八 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく大臣に報告しなければならない。
- 九 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。
- 十 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第9による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告しなければならない（ただし、当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。）。大臣は、その報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 十一 補助事業者は、間接補助事業者の間接補助金（補助金を財源として間接補助事業者に交付する給付金をいう。以下同じ。）を交付するときは、前十号に準ずる条件及び次の条件を付きなければならない。
- ア 補助事業者は、間接補助事業の完了によって間接補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、間接補助金の交付の目的に反しない場合に限り、間接補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、間接補助金の全部又は一部に相当する金額を補助事業者に納付させることができる。
- イ 間接補助事業者は、間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業者が別に定める様式による取得財産等管理台帳を備え、間接補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、間接補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- ウ 間接補助事業者は、取得財産等のうち、不動産、船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック並びにこれらの従物、並びに間接補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価

50万円以上の機械及び器具、並びにその他大臣が定める財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまで、補助事業者の承認を受けずに、間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に準じて行うものとする。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、補助事業者が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治29年法律第89号）第404条各項の規定により、法務省令で定める利率により計算した延滞金を徴するものとする。

エ 間接補助事業者は、間接補助金の交付の目的に従って、間接補助事業の完了後においても、二酸化炭素削減効果に関する目標を達成するものとする。ただし、やむを得ず達成できない場合には補助事業者が別に定める事業報告書にその理由を付記して報告しなければならない。

オ 間接補助事業者は、間接補助事業の完了後、環境省が実施する「エネルギー起源CO2排出削減技術評価・検証事業」において、取得財産等の稼働状況、管理状況及び二酸化炭素削減効果その他補助事業の成果を検証するために必要な情報について、環境省（環境省から委託を受けた民間事業者を含む。）から調査の要請があった場合には、当該調査に協力し、必要な情報を提供しなければならない。

十二 前号イ、ウ、エ及びオにより付した条件に基づき補助事業者が承認又は指示を与える場合には、あらかじめ大臣の承認又は指示を受けなければならない。

十三 補助事業者は、第十一号により付した条件に基づき、間接補助事業者から間接補助金相当額の全部又は一部の納付があった場合には、大臣に報告し、大臣はその納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

（申請の取下げ）

第8条 申請者は、補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内に大臣に書面をもって取り下げを申し出なければならない。

（補助事業の遂行の命令等）

第9条 大臣は、第7条第七号の規定による報告書及び次項の規定による報告書並びに職員の立入検査等の結果に基づき、補助事業が法令、本要綱、実施要領（以下「法令等」という。）、交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 大臣は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者若しくは間接補助事業者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第10による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに

様式第11による年度終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

- 3 補助事業者が第1項の完了実績報告書をやむを得ない理由により期限内に提出できない場合は、大臣は補助事業者からの申請に基づき期限について猶予することができる。
- 4 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、第4条第2項ただし書（第5条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

- 第11条 大臣は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第7条第四号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第12による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。
- 2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払）

- 第12条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認める場合においては、財務大臣との協議を経て概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第13による精算（概算）払請求書を大臣に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

- 第13条 大臣は、第7条第五号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条第1項の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。ただし、第四号の場合において、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りではない。
 - 一 補助事業者又は間接補助事業者が、法令等又は法令等に基づく大臣若しくは補助事業者の処分若しくは指示に従わない場合
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合又は間接補助事業者が間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者又は間接補助事業者が、補助事業又は間接補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - 四 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業又は間接補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業又は間接補助事業を遂行することができない場合（補助事業者又は間接補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）
 - 五 補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
- 2 大臣は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付

されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずる。

- 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合であつて、適正化法第17条第1項に基づく交付の決定の取消しである場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第11条第3項の規定を準用する。

(間接補助金の交付規程の承認)

第14条 補助事業者は、補助事業の開始前に、補助事業を本要綱の規定に従い行うために、間接補助金の交付の手續等について交付規程を定め、大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするとき（ただし、軽微な変更である場合を除く。）も同様とする。

(電子情報処理組織による申請等)

第15条 補助事業者は、第4条第1項の規定に基づく交付の申請、第5条第1項の規定に基づく変更交付の申請、第8条の規定に基づく申請の取下げ、第7条第四号の規定に基づく計画変更の申請、第7条第五号の規定に基づく中止又は廃止の申請、第7条第六号の規定に基づく事業遅延の報告、第7条第七号の規定に基づく状況報告、第7条第十号の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第7条第十二号の規定に基づく財産の処分の承認申請、第10条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告、又は第12条第2項の規定に基づく支払請求（以下「交付申請等」という。）については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の2の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

(電子情報処理組織による通知等)

第16条 大臣は、前条の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(間接補助金の電子申請等)

第17条 補助事業者は、間接補助金の交付の手續きについて、電磁的方法（適正化法第26条の3第1項の規定に準じて補助事業者が定めるものをいう。以下同じ。）により行うこととする。

- 2 補助事業者は、間接補助金の交付の決定その他間接補助事業者に対する通知を電磁的方法により行うこととする。

(間接補助金の交付)

第18条 補助事業者は、間接補助金の交付を行うため、第12条第1項ただし書に規定する概算払により補助金の交付を受けたときは、遅滞なく、間接補助金を間接補助事業者に交付しなければならない。

(情報管理及び秘密保持)

第19条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち間接補助事業者その他の第三者の秘密情報（間接補助事業者が取得した事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、

履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（暴力団排除に関する誓約）

第20条 補助事業者は、別紙の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（その他）

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関する必要な事項は、環境省水・大気環境局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1. この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
2. この要綱による改正後の規定は、令和3年度予算に係る補助金から適用し、令和2年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

1. この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
2. この要綱による改正後の規定は、令和5年度予算に係る補助金から適用し、令和4年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

暴力団排除に関する誓約事項

当団体は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後において、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 団体が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は団体の役員等（代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者という。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表

1. 区分	2. 補助対象経費	3. 補助率
事業費	間接補助事業に要する経費	定額
事務費	報酬、人件費、社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、使用料及賃借料、会議費、役務費、委託料及び租税公課並びにその他必要な経費で大臣が承認した経費	定額

ステッカー【環境省補助事業である旨の表示】

二酸化炭素排出抑制対策事業

(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)



(公財) 日本自動車輸送技術協会

サイズ: 220×73

※交付決定通知書と併せてこのステッカーを送付
しますので補助対象車両に必ず貼付してください。

COOL CHOICE とは



未来のために、いま選ぼう。

脱炭素社会の実現には、一人ひとりのライフスタイルの転換が重要です。
できるところから、「ゼロカーボンアクション」に取り組んでいきましょう。

2015年、すべての国が参加する形で、2020年以降の温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」が採択され、世界共通の目標として、世界の平均気温上昇を2℃未満にする（さらに、1.5℃に抑える努力をする）こと、今世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることが打ち出されました。

その後、2020年10月に、我が国は2050年カーボンニュートラル宣言を行い、2021年4月には、2030年度に2013年度比で46%削減を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくことを表明しました。

「COOL CHOICE」は、CO₂などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、日々の生活の中で、あらゆる「賢い選択」をしていこうという取組です。

今回、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業）」を活用し、環境配慮型先進トラック・バスを導入される皆様には、ぜひこの「COOL CHOICE」の趣旨をご理解いただき、ご賛同いただきますようお願いいたします。

なお、賛同登録は以下のWebサイトよりご登録いただけます。「COOL CHOICE」ロゴマーク使用にあたっては、賛同登録いただき、データをダウンロードしてご活用ください。

<https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/join.html>



〒160-0004

東京都新宿区四谷3丁目2番5全日本トラック総合会館8階

公益財団法人日本自動車輸送技術協会

「環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業」

事業部 補助金執行グループ

TEL : 03-6380-6773

FAX : 03-6380-6873

問合わせ専用メールアドレス : hojo@ataj.or.jp